

平成23年度年次報告

平成24年4月

電気通信紛争処理委員会

(参考) 電気通信紛争処理委員会の年次報告に関する参照条文

○ 電気通信紛争処理委員会令(平成13年政令第362号)

(あっせん及び仲裁の状況の報告)

- 第14条 委員会は、総務大臣に対し、総務省令で定めるところにより、 あっせん及び仲裁の状況について報告しなければならない。
- 電気通信紛争処理委員会手続規則(平成13年総務省令第155号)

(あっせん及び仲裁の状況の報告)

- 第3条 令第14条の規定による報告は、国の会計年度経過後1月以内に、 当該会計年度中における次に掲げる事項についてするものとする。
 - 1 あっせん及び仲裁の申請件数
 - 2 あっせんをしないものとした事件及びあっせんを打ち切った事件の 件数
 - 3 あっせんにより解決した事件の件数
 - 4 仲裁判断をした事件の件数
 - 5 その他電気通信紛争処理委員会(以下「委員会」という。)の事務に 関し重要な事項

はじめに

本報告書は、電気通信紛争処理委員会令(平成 13 年政令第 362 号)第 14 条に基づき、平成 2 3 年度における電気通信紛争処理委員会(以下「委員会」という。)の活動状況を総務大臣に報告するものである。

平成23年度において、6月30日には、「放送法等の一部を改正する法律」 が施行され、

- ① ケーブルテレビ事業者等と地上テレビジョン放送事業者との間における 地上テレビジョン放送の再放送に係る同意に関する紛争
- ② 電気通信事業者とコンテンツ配信事業者等との間における電気通信役務の提供に関する紛争
- ③ 電気通信事業者間における鉄塔等の共用に関する紛争が委員会の扱う紛争の対象に追加された。

これに伴い、委員会の名称が「電気通信事業紛争処理委員会」から「電気通信 紛争処理委員会」に変更された。

また、委員会は、平成23年11月30日で、設置から10年を経過した。

このような中、平成23年度には、新たに委員会の紛争処理の対象に加えられた地上テレビジョン放送の再放送同意に関する事案3件を含む7件のあっせんを行ったほか、事業者相談窓口における相談対応を15件行った。

また、関係事業分野の動向把握のための情報収集に努めるとともに、周知活動等にも取り組んだ。

本報告書では、第Ⅰ部に委員会の運営状況を、第Ⅱ部に紛争処理の状況を、第Ⅲ部に委員会のその他の活動状況等を取りまとめている。

平成24年4月24日 電気通信紛争処理委員会

目 次

はじめに

第	I 部	委員会の運営物	∜況 •			•		•	•		•	•	•	•	•		•	•	•		1
	第1章	委員及び特別	委員の	任命	状況	, '		•			•	•		•	•		•	-	•		1
	第2章	委員会の開催	崔状況				•			•			•	•	•		•				4
第	5Ⅱ部 :	紛争処理の状況	7					•			•	•	•	•	•			•	•		7
	第1章	紛争処理の概	既況 •			•		•			•	•		•	•						7
	第2章	あっせん終了	"事案の	概要	•		•	•				•		•	•	•	•		•		9
第	⊞部	委員会のその他	也の活動	状況	等	•		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	2
	第1章	政策担当者が	らのヒ	アリ	ング			•			•	•	•	•	•	•		•	•	2	2
	第2章	第3回国際通	值信調停	フォ	ーラ	ムイ	〜 の	出。	席等	手	•	•	•	•	•		•	•	•	2	6
	第3章	周知広報、和	便性向	上の	ため	の耳	瓦組	i			•	•		•	•		-		•	2	9
	【資料編】	1																			
	資料 1	電気通信紛争	9処理委	員会	の概	要		•			•			-	-			•		3	1
	資料2	これまでの紛	争処理	の概	況	•					•			•	•					3	6
	資料3	これまでの紛	争処理	終了	事案	の -	-覧				•			-	•					3	7
	資料 4	電気通信事業	美等に関	する	動向	•														4	5

第 I 部 委員会の運営状況

第1章 委員及び特別委員の任命状況

1 委員の任命

電気通信紛争処理委員会は、電気通信事業、電波の利用又は放送の業務に関して優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、総務大臣が任命する委員5名をもって組織される(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第145条及び第147条)。

【委員】

平成 24 年 3 月 31 日現在

■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■		一,发生1十0月01日光压
氏 名	役 職 等	任 命 日
^{きかにわ} こういち 坂 庭 好 一 (委 員 長)	東京工業大学大学院理工学研究科教授	平成 22 年 12 月 3 日再任 (第1期:平成19年11月30日 ~平成22年11月29日)
^{ふちがみ れいこ} 渕 上 玲 子 (委員長代理)	弁護士	平成 22 年 12 月 3 日再任 (第1期:平成19年11月30日 ~平成22年11月29日)
まばた ひろし尾畑 裕	一橋大学大学院商学研究科 教授	平成 22 年 12 月 3 日再任 (第1期: 平成 19年11月30日 ~平成 22年11月29日)
各務洋子	駒澤大学グローバル・メディ ア・スタディーズ学部教授	平成 22 年 12 月 3 日新任
ゃまもと かずひこ 山 本 和 彦	一橋大学大学院法学研究科 教授	平成 22 年 12 月 3 日新任

2 特別委員の任命

委員会には、委員のほか、あっせん若しくは仲裁に参与させ、又は特別の事項を調査審議させるため、総務大臣が任命する特別委員を置いている(電気通信紛争処理委員会令(平成13年政令第362号)第1条)。

平成23年度においては、特別委員の任期(2年)が満了したことに伴い、 平成23年11月30日に総務大臣から10名の特別委員が任命された。10 名のうち3名の委員は新任、7名の委員は再任である。

なお、再任の特別委員7名のうち2名が、平成24年3月31日をもって退任したため、平成24年4月1日現在の特別委員は8名である。

【特別委員】

平成24年4月1日現在(五十音順)

【付別安貝】	1 190	24 平 4 月 1 口况住(丑 目順)
氏 名	役 職 等	任 命 日
が野武美	東京経済大学経営学部教授	平成 23 年 11 月 30 日再任 (第 1 期: 平成 19 年 11 月 30 日 ~平成 21 年 11 月 29 日) (第 2 期: 平成 21 年 11 月 30 日 ~平成 23 年 11 月 29 日)
かとう ねい 加藤 寧	東北大学大学院情報科学 研究科教授	平成 23 年 11 月 30 日再任 (第 1 期:平成 21 年 11 月 30 日 ~平成 23 年 11 月 29 日)
っぱか そういちるう 小塚 荘一郎	学習院大学法学部教授	平成 23 年 11 月 30 日新任
こんどう なつ 近藤 夏	弁護士	平成 23 年 11 月 30 日新任
しらい ひろし 白井 宏	中央大学理工学部教授	平成 23 年 11 月 30 日再任 (第 1 期:平成 19 年 11 月 30 日 ~平成 21 年 11 月 29 日) (第 2 期:平成 21 年 11 月 30 日 ~平成 23 年 11 月 29 日)
もり ゆ み ^こ 森 由美子	関東学園大学経済学部教授	平成 23 年 11 月 30 日再任 (第 1 期: 平成 19 年 11 月 30 日 ~平成 21 年 11 月 29 日) (第 2 期: 平成 21 年 11 月 30 日 ~平成 23 年 11 月 29 日)
おかばやし ありさ 若林 亜理砂	駒澤大学大学院法曹養成 研究科教授	平成 23 年 11 月 30 日再任 (第 1 期: 平成 19 年 11 月 30 日 ~平成 21 年 11 月 29 日) (第 2 期: 平成 21 年 11 月 30 日 ~平成 23 年 11 月 29 日)
おかばやし かずこ若林 和子	公認会計士	平成 23 年 11 月 30 日新任

(平成24年3月31日に退任した特別委員)

氏 名	役職等	退 任 日
てらざわ ゆきひろ 寺 澤 幸 裕	弁護士	平成 24 年 3 月 31 日退任 (第 1 期:平成 19 年 11 月 30 日 ~平成 21 年 11 月 29 日) (第 2 期:平成 21 年 11 月 30 日 ~平成 23 年 11 月 29 日) (第 3 期:平成 23 年 11 月 30 日 ~平成 24 年 3 月 31 日)
ひぐち かずお 一 夫	弁護士	平成 24 年 3 月 31 日退任 (第 1 期:平成 17 年 11 月 30 日 ~平成 19 年 11 月 29 日) (第 2 期:平成 19 年 11 月 30 日 ~平成 21 年 11 月 29 日) (第 3 期:平成 21 年 11 月 30 日 ~平成 23 年 11 月 29 日) (第 4 期:平成 23 年 11 月 30 日 ~平成 24 年 3 月 31 日)

第2章 委員会の開催状況

平成23年度は、次のとおり8回の委員会を開催した。

会合	日 付	議事等
第 114 回	平成 23 年 4 月 26 日	 1 ケーブルテレビ事業者による地上テレビジョン放送の再放送に係る同意について(事業者団体からの説明) 2 ケーブルテレビ事業者による地上テレビジョン放送の再放送に係る同意に関する意見交換(情報流通行政局からの説明) 3 平成22年度年次報告(案)の審議 4 その他
第 115 回	平成 23 年 6 月 24 日 ~27 日	1 あっせん委員の指名※文書による審議 (注1)
第 116 回	平成 23 年 6 月 28 日	1 電気通信事業紛争処理委員会運営規程の一部改正及 び電気通信事業紛争処理委員会仲裁準則の一部改正に ついて(注2)
		2 電気通信事業者間の電気通信設備設置用工作物の共 用に関する調査結果について
		3 その他
		4 あっせん申請受理の報告 5 あっせん委員の指名
		6 ケーブルテレビ事業者による地上テレビジョン放送 の再放送に係る同意について
第 117 回	平成 23 年 8 月 9 日 ~11 日	1 あっせん委員の指名※文書による審議 (注1)

会合	日付	議事等
第 118 回	平成 23 年 12 月 7 日	1 あっせん委員及び仲裁委員対象者の指定について 2 「電気通信事業紛争処理マニュアル」の改訂について 3 第3回国際通信調停フォーラム等の報告について 4 電気通信事業分野における競争状況の評価 2010 の概要について(総合通信基盤局からの説明) 5 その他 6 あっせん事案について
第 119 回	平成 24 年 1 月 23 日 ~25 日	1 あっせん終了案件の公表について ※文書による審議 (注1)
第 120 回	平成 24 年 2 月 28 日 ~3 月 1 日	1 あっせん終了案件の公表について ※文書による審議 (注1)
第 121 回	平成 24 年 3 月 30 日	1 電気通信紛争処理委員会運営規程の一部改正について 2 平成23年度年次報告(案)の審議 3 ブロードバンド普及促進に向けた競争政策の在り方について(総合通信基盤局からの説明) 4 区域外再放送について(情報流通行政局からの説明) 5 あっせん終了案件についての報告

注1:「文書による審議」とは、電気通信紛争処理委員会運営規程第2条第2項に基づく審議(招集せずに行う委員会)をいう。

注2: 平成23年6月30日の放送法等の一部改正に伴い追加された委員会の紛争処理手続の内容は、【資料1 電気通信紛争処理委員会の概要】を参照のこと。

第Ⅱ部 紛争処理の状況 第1章 紛争処理の概況

委員会は、次の3つの機能を有している。

- ① 電気通信事業者間、電気通信事業者とコンテンツ配信事業者等との間、 ケーブルテレビ事業者等と地上テレビジョン放送事業者との間等の紛 争に対し、「あっせん」や「仲裁」を実施すること
- ② 総務大臣が、接続協定等の細目の裁定、業務改善命令等を行う際、総務 大臣から諮問を受け、審議・答申を行うこと
- ③ あっせん・仲裁や諮問に対する審議・答申に関し、競争ルールの改善等 について意見があれば、総務大臣に対し勧告を行うこと

また、事務局に事業者相談窓口を設けて、事業者間の紛争に関する問合せ・相談等に対応している。

平成23年度に行ったこれらの紛争処理の状況は、次のとおりである。

なお、委員会設置時からこれまでの紛争処理の概況については、**【**資料 2 **】**のとおり。

1 あっせん・仲裁の処理件数

平成23年度中、あっせん7件の申請があった。仲裁の申請はなかった。

あっせん・仲裁の処理件数(平成23年度)

	- 1 2	
あっせん申請	処理終了	
7		7
	(解決	5)
	(合意に至らず取下げ	0)
	(あっせん打切り	2)
	(あっせん不実行	0)

仲裁申請	処理終了
0	0
	(仲裁判断 O)

2 審議 - 答申

平成23年度中、総務大臣からの諮問は行われなかった。

3 勧告

平成23年度中、総務大臣への勧告は行わなかった。

4 事業者相談窓口における相談

事業者相談窓口において、15件の相談・問い合わせ等を受けた。相談内容 ごとの受付件数は、次のとおりである。

	相 談 内 容	受付件数
1	接続の諾否	2件
	(接続拒否事由に関する相談)	
2	接続に関する費用負担	6件
	(接続料に関する相談等)	
3	地上テレビジョン放送の再放送に関する同意	6件
	(あっせんの制度・手続に関する相談等)	
4	その他	1件
	(コンテンツ配信事業に係る電気通信事業者の	
	対応に関する相談)	
	計	1 5 件

注:同一案件に係る複数回の相談を含む。

第2章 あっせん終了事案の概要

平成23年度中のあっせん終了事案の概要については、以下のとおりである。 なお、委員会設置時からこれまでの紛争処理終了事案の一覧については、【資料3】のとおり。

1 平成23年5月18日申請(平成23年(争)第1号)(接続料の算定根拠の開示)

(1) 経過

平成23年	
5月18日	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ(以下「NTTドコモ」
	という。)から、あっせんの申請。(⇒(2))
	委員会から、ソフトバンクモバイル株式会社(以下「SB
	M」という。)に対し、あっせんの申請があった旨の通知。
6月27日	あっせん委員(渕上委員長代理、尾畑委員、山本委員及び
	小野特別委員)の指名。
7月 7日	SBMから、答弁書の提出。(⇒ (3))
14日	NTTドコモから、SBMからの答弁書(7月7日付け)
	に対する意見書の提出。
19日	あっせん委員による審議。
26日	NTTドコモから、意見書の提出。
	SBMから、NTTドコモからの意見書(7月14日付け)
	に対する意見書の提出。
	両当事者から意見の聴取。
8月 7日	NTTドコモから、意見書の提出。
8日	SBMから、意見書の提出。
2 3 日	SBMから、NTTドコモからの意見書(8月7日付け)
	に対する意見書の提出。
2 4 日	NTTドコモから、SBMからの意見書(8月8日付け)
	に対する意見書の提出。
	両当事者から意見の聴取。
9月 9日	SBMから、NTTドコモからの意見書(8月24日付け)
	に対する意見書の提出。
2 1 日	NTTドコモから、SBMからの意見書(9月9日付け)

	に対する意見書の提出。
27日	SBMから、NTTドコモからの意見書(9月21日付け)
	に対する意見書の提出。
	両当事者から意見の聴取。
10月 7日	NTTドコモから、SBMからの意見書(9月27日付け)
	に対する意見書の提出。
2 1 日	SBMから、NTTドコモからの意見書(10月7日付け)
	に対する意見書の提出。
11月 2日	NTTドコモから、SBMからの意見書(10月21日付
	け)に対する意見書の提出。
29日	SBMから、NTTドコモからの意見書(11月2日付け)
	に対する意見書の提出。
12月 9日	NTTドコモから、SBMからの意見書(11月29日付
	け)に対する意見書の提出。
28日	SBMから、NTTドコモからの意見書(12月9日付け)
	に対する意見書の提出。
平成24年	
1月10日	NTTドコモから、SBMからの意見書(12月28日付
	け)に対する意見書の提出。
13日	あっせん委員による審議。
23日	あっせん委員による審議 (あっせん打切りを決定)。(⇒
	(4))
	委員会から、両当事者に対して、その旨を通知。

(2) 申請における主な主張

NTTドコモは、SBMの2010年度(平成22年度)相互接続料の協議に当たり、NTTドコモが自ら検証することが可能となる情報が必要であるとして、SBMに対してガイドライン(注)別表第2に定める情報の開示を要求してきたが、SBMから十分な情報開示がなされず協議が不調となったことから、当該情報の開示について、あっせんを申請する。

(注)「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」

(3) 答弁書における主な主張

NTTドコモが開示を求めているガイドライン別表第2に定める情報には非公表の経営戦略に関わる情報を含むため、SBMとしては、競合事業者であるNTTドコモに当該情報の開示を行うことは困難である。

SBMとしては、中立的な第三者機関である電気通信紛争処理委員会に2

010年度(平成22年度)接続料に係る情報開示を行い、委員会において 当該接続料について検証し、NTTドコモにその適正性を示してもらいたい。

(4) 事案の処理

本事案については、3回の意見聴取のほか、多数の意見書のやり取りを行い、その過程において当事者から合意形成に向けた一定の提案等があったが、開示する情報の範囲や第三者機関による検証の実施について、当事者間に合意が成立する見込みがないと判断したため、あっせんを打ち切ることとした。

2 平成23年6月9日申請(平成23年(争)第2号)(接続料の再精算等)

(1) 経過

平成23年	
6月 9日	ソフトバンクモバイル株式会社(以下「SBM」という。)
	から、あっせんの申請。(⇒(2))
	委員会から、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ(以下「N
	TTドコモ」という。)に対し、あっせんの申請があった旨
	の通知。
2 7 日	あっせん委員(渕上委員長代理、尾畑委員、山本委員及び
	小野特別委員)の指名。
7月14日	NTTドコモから、答弁書の提出。(⇒(3))
19日	あっせん委員による審議。
26日	SBMから、NTTドコモからの答弁書(7月14日付け)
	に対する意見書の提出。
	NTTドコモから、意見書の提出。
	両当事者から意見の聴取。
8月 7日	NTTドコモから、意見書の提出。
8日	SBMから、意見書の提出。
23日	SBMから、NTTドコモからの意見書(8月7日付け)
	に対する意見書の提出。
2 4 日	NTTドコモから、SBMからの意見書(8月8日付け)
	に対する意見書の提出。
	両当事者から意見の聴取。
9月 8日	NTTドコモから、SBMからの意見書(8月23日付け)
	に対する意見書の提出。

9日	SBMから、NTTドコモからの意見書(8月24日付け)
	に対する意見書の提出。
20日	SBMから、NTTドコモからの意見書(9月8日付け)
	に対する意見書の提出。
27日	NTTドコモから、SBMからの意見書(9月20日付け)
	に対する意見書の提出。
	両当事者から意見の聴取。
10月21日	SBMから、NTTドコモからの意見書(9月27日付け)
	に対する意見書の提出。
11月 2日	NTTドコモから、SBMからの意見書(10月21日付
	け)に対する意見書の提出。
29日	SBMから、NTTドコモからの意見書(11月2日付け)
	に対する意見書の提出。
12月 9日	NTTドコモから、SBMからの意見書(11月29日付
	け)に対する意見書の提出。
28日	SBMから、NTTドコモからの意見書(12月9日付け)
	に対する意見書の提出。
平成24年	
1月10日	NTTドコモから、SBMからの意見書(12月28日付
	け)に対する意見書の提出。
13日	あっせん委員による審議。
23日	あっせん委員による審議 (あっせん打切りを決定)。(⇒
	(4))
	委員会から、両当事者に対して、その旨を通知。

(2) 申請における主な主張

SBM は、NTTドコモの2009年度(平成21年度)以前の相互接続料に関し、原価に販売奨励金等の営業費が算入されていたが、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の接続料の水準は「適正な原価に適正な利潤を加えたもの」(注1)とされていることから、接続料から販売奨励金等の営業費を除外するよう求めてきたが、協議不調となった。

そのため、NTTドコモの2009年度(平成21年度)以前の相互接続料について、①販売奨励金等の営業費を除外した接続料を再設定し、再精算すること及び②販売奨励金等の営業費の算入の内訳及び金額を明らかにすることについて、あっせんを申請する。

(注1)電気通信事業法第34条第3項第4号

(3) 答弁書における主な主張

NTTドコモは、総務省の策定するガイドラインに従い、粛々と接続料を算定し、適用してきたところである。また、過去の営業費の算入についても、総務省の審議会答申(注2)において「ネットワークの外部性を考慮して接続料を算定する考え方に合理性が認められないわけではないと考えられる」とされており、SBMの主張は何ら根拠のないものと考える。

また、2009年度(平成21年度)以前のNTTドコモの接続料については、すでに両社で合意し、協定書を締結してきており、これに反する主張を行うことは認められるべきではなく、既に合意して協定書を締結した過去の接続料に関して、当該議論を行うことは意味のないものと考える。

(注2)「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について 答申」(平成21年10月16日 情報通信審議会)

(4) 事案の処理

本事案については、3回の意見聴取のほか、多数の意見書のやり取りを行ったが、当事者間に合意が成立する見込みがないと判断したため、あっせんを打ち切ることとした。

3 平成23年6月9日申請(平成23年(争)第3号・同4号)(接続に係る ジャンパ工事費の見直し)

(1) 経過

平成23年	
6月 9日	ソフトバンクテレコム株式会社(以下「SBTM」という。)
	から、あっせんの申請(平成23年(争)第3号(以下「第
	3号」という。)及び第4号(以下「第4号」という。))。
	(⇒ (2))
	委員会から、東日本電信電話株式会社に対し、あっせんの
	申請があった旨の通知(第3号)。
	委員会から、西日本電信電話株式会社に対し、あっせんの
	申請があった旨の通知(第4号)。
28日	あっせん委員(坂庭委員長、各務委員及び樋口特別委員)
	の指名。
7月15日	東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以
	下「NTT東西」という。)から、答弁書の提出。(⇒(3))
27日	SBTMから、NTT東西からの答弁書(7月15日付け)

	に対する意見書の提出。
	両当事者から意見の聴取(第3号及び第4号併合)。
8月 3日	SBTMから、意見書の提出。
4日	NTT東西から、意見書の提出。
23日	SBTMから、NTT東西からの意見書(8月4日付け)
	に対する意見書の提出。
	NTT東西から、SBTMからの意見書(8月3日付け)
	に対する意見書の提出。
26日	SBTMから、NTT東西からの意見書(8月23日付け)
	に対する意見書の提出。
29日	NTT東西から、SBTMからの意見書(8月23日付け)
	に対する意見書の提出。
	両当事者から意見の聴取(第3号及び第4号併合)。
9月 8日	SBTMから、意見書の提出。
	NTT東西から、意見書の提出。
15日	SBTMから、NTT東西からの意見書(9月8日付け)
	に対する意見書の提出。
	NTT東西から、SBTMからの意見書(9月8日付け)
	に対する意見書の提出。
22日	SBTMから、NTT東西からの意見書(9月15日付け)
	に対する意見書の提出。
	NTT東西から、SBTMからの意見書(9月15日付け)
	に対する意見書の提出。
	両当事者から意見の聴取(第3号及び第4号併合)。
10月14日	SBTMから、意見書の提出。
11月10日	NTT東西から、意見書の提出。
29日	SBTMから、NTT東西からの意見書(11月10日付
	け)に対する意見書の提出。
12月15日	NTT東西から、SBTMからの意見書(11月29日付
	け)に対する意見書の提出。
28日	SBTMから、NTT東西からの意見書(12月15日付
	け)に対する意見書の提出。
平成24年	
1月20日	NTT東西から、SBTMからの意見書(12月28日付
	け)に対する意見書の提出。
3 1 日	SBTMから、NTT東西からの意見書(1月20日付け)

	に対する意見書の提出。
2月 7日	NTT東西から、SBTMからの意見書(1月31日付け)
	に対する意見書の提出。
15日	SBTMから、NTT東西からの意見書(2月7日付け)
	に対する意見書の提出。
20日	NTT東西から、委員会に対し、合意が成立した旨の報告。
	(⇒ (4))
2 1 日	SBTMから、委員会に対し、合意が成立した旨の報告。
	(⇒ (4))
	あっせん終了。

(2) 申請における主な主張

NTT東西は、同社が提供するドライカッパ回線とSBTMの加入者交換機とを繋ぐためのジャンパ工事費を1,200 円/回線、自社の加入電話の開通等に係るジャンパ工事費を1,000 円/回線としている。

この差について、NTT東西は、ドライカッパは直収電話のほかADSLサービスにも利用されており、ADSLサービスにおいて、NTT収容ビル内の装置とお客様宅内のモデムとの間の接続が確立されずサービスが利用できない状態(リンクNG)になる場合があり、そのときは工事費を無料とする代わりに、疎通した場合の工事費にその分を加味したものであると説明している。

しかし、SBTMは、直収電話におけるジャンパ工事では疎通できないという問題は発生しないことから、平成21年5月以降、接続事業者の直収電話に係るジャンパ工事費を1,000円/回線にするようNTT東西に対して求め、数度にわたり協議を行ってきたが、協議が不調となったことから、あっせんを申請する。

(3) 答弁書における主な主張

NTT東西としては、ドライカッパ電話(直収電話)にDSLサービスと同様に「リンクNG発生率を加味した工事費」を適用していることについては、NTT東西においてDSLサービス若しくはドライカッパ電話のどちらで利用できるか確認できない、SBTMはドライカッパ電話にDSLサービスを重畳している場合がある等により、合理性があると考えている。

ただし、ドライカッパ電話に「リンクNG発生率を加味しない工事費(1,000円)を適用する」とのSBTMからの要望に関しては、以下の条件が担保されるのであれば、要望に対応していくことも可能である。

リンクNGが発生した場合に工事費を請求することは、お客様の理解が

到底得られないと考えていることから、リンクNG発生率を加味しない工事費を適用する場合には、工事費はNTT東西からSBTMに請求すること。

• DSL業務支援システムにおいて、事業者毎に異なる工事費を適用する機能を実現するにあたって発生する追加費用(システム開発費等)については、SBTMが負担すること。

(4) 合意の内容

NTT東西は、ドライカッパに係るジャンパ工事費について、現在の1,200円を適用するメニューに加え、以下を前提に1,000円を適用する新メニューを設定し、SBTMに適用する。

- NTT東西は、SBTMのドライカッパに係るジャンパ工事費について、SBTMに請求する。
- ② NTT東西は、1,000円を適用するメニューを設定するにあたりシステム改修を実施するが、費用はSBTMが負担(SBTM以外の事業者が同様の料金適用を希望する場合は、その事業者も含めて分担)する。
- ③ システム改修に係る費用は、網改造料として月次での支払いとする。
- ④ システム改修の方法は、あっせん手続においてNTT東西が提示した 方法とする。
- ⑤ SBTMにおいて、リンクNGを申請しない運用を担保する。
- ⑥ NTT東西とSBTMは、システム改修着手のために必要な手続きを 平成24年2月末までに完了させる。
- ⑦ NTT東西は、平成24年3月にシステム改修に着手する。
- ⑧ NTT東西がジャンパ工事費1,000円の新メニューを設定する時期は、 平成24年9月とする。
- 4 平成23年7月15日申請(平成23年(争)第5号)(地上テレビジョン 放送の再放送の同意)

(1) 経過

平成23年	
7月15日	松阪市ケーブルシステム(以下「松阪市」という。)から、
	あっせんの申請(平成23年(争)第5号)。(⇒(2))
2 1 日	委員会から、テレビ愛知株式会社(以下「テレビ愛知」と
	いう。)に対し、あっせんの申請があった旨の通知。

8月11日	あっせん委員(坂庭委員長、各務委員及び寺澤特別委員) の指名。
9月 9日	テレビ愛知から、答弁書の提出。(⇒(3))
28日	松阪市から、テレビ愛知からの答弁書(9月9日付け)に
	対する意見書の提出。
10月 6日	両当事者から意見の聴取。
11月11日	松阪市から、意見書の提出。
17日	テレビ愛知から、松阪市からの意見書(9月28日付
	け)に対する意見書の提出。
12月14日	松阪市から、テレビ愛知からの意見書(11月17日
	付け)に対する意見書の提出。
平成24年	
2月10日	両当事者から意見の聴取。
	あっせん委員から、あっせん案の提示。(⇒(4))
2月22日	松阪市があっせん案を受諾。
2月23日	テレビ愛知があっせん案を受諾。
	あっせん終了。

(2) 申請の概要

松阪市は、これまで、テレビ愛知の地上アナログ放送の再放送を実施しており、平成23年7月24日の地上アナログ放送終了を前に、地上デジタル放送の再放送(期限を定めないもの)の実施を希望して、テレビ愛知との間で協議を重ねてきたが、協議が調わなかった。

平成23年5月からは、テレビ愛知からの提案もあり、激変緩和措置としての再放送(期限を定めたもの)の実施について協議を行ってきたが、テレビ愛知が、地元放送事業者の了解が得られないことを理由に、再放送の実施に同意してくれないため、協議が調わなかった。

そのため、松阪市飯南町及び飯高町におけるテレビ愛知のデジタル放送の 再放送について、激変緩和措置としての再放送の実施を、平成27年3月末 まで同意してもらうことについて、あっせんを申請。

(3) 答弁書の概要

地元放送事業者の了承が得られていない状態で再放送に同意することは、 地元放送事業者との協調性を損なうおそれがあることから、再放送の同意は 困難である。

(4) あっせん案の概要

- ① テレビ愛知は、松阪市が、三重県松阪市飯南町及び飯高町において、テレビ愛知のデジタル放送の再放送を、激変緩和措置として、平成26年9月末日(以下「激変緩和措置期限」という。)まで実施することについて、地元放送事業者の了承を条件とすることなく同意する。
- ② 松阪市は、激変緩和措置期限には、上記①により行われる再放送を終了する。
- ③ 松阪市は、激変緩和措置期限後も継続して再放送の実施を要望する場合は、テレビ愛知に改めて協議の申入れを行う。その場合において、両者は、激変緩和措置期限までの間、誠実に協議する。

5 平成23年7月15日申請(平成23年(争)第6号)(地上テレビジョン 放送の再放送の同意)

(1) 経過

平成23年	
7月15日	A社から、あっせんの申請 (平成23年(争)第6号)。(⇒
	(2))
2 1 日	委員会から、B社に対し、あっせんの申請があった旨の通
	知。
8月11日	あっせん委員(坂庭委員長、各務委員及び寺澤特別委員)
	の指名。
9月 9日	B社から、答弁書の提出。(⇒ (3))
28日	A社から、B社からの答弁書(9月9日付け)に対する意
	見書の提出。
10月 6日	両当事者から意見の聴取。
11月11日	A社から、意見書の提出。
17日	B社から、A社からの意見書(9月28日付け)に対
	する意見書の提出。
12月14日	A社から、B社からの意見書(11月17日付け)に
	対する意見書の提出。
平成24年	
2月10日	両当事者から意見の聴取。
	あっせん委員から、あっせん案の提示(⇒(4))
2月17日	A社があっせん案を受諾。
2月23日	B社があっせん案を受諾。

あっせん終了。

(2) 申請の概要

A社は、これまで、B社の地上アナログ放送の再放送を実施しており、平成23年7月24日の地上アナログ放送終了を前に、地上デジタル放送の再放送(期限を定めないもの)の実施を希望して、B社との間で協議を重ねてきたが、協議が調わなかった。

平成23年5月からは、B社からの提案もあり、激変緩和措置としての再放送(期限を定めたもの)の実施についても協議を行ってきたが、B社が、地元放送事業者の了解が得られないことを理由に、再放送の実施に同意してくれないため、協議が調わなかった。

そのため、B社のデジタル放送の再放送について、①A社の業務地域の一部(以下「甲地域」という。)における激変緩和措置としての再放送の実施を、平成27年3月末まで同意してもらうこと及び②A社の業務地域の一部(以下「乙地域」という。)における再放送(期限を定めないもの)の実施に同意してもらうことについて、あっせんを申請。

(3) 答弁書の概要

地元放送事業者の了承が得られていない状態で再放送に同意することは、 地元放送事業者との協調性を損なうおそれがあることから、再放送の同意は 困難である。

(4) あっせん案の概要

- ① B社は、A社が、甲地域において、B社のデジタル放送の再放送を、激変緩和措置として、平成26年9月末日(以下「激変緩和措置期限」という。)まで実施することについて、地元放送事業者の了承を条件とすることなく同意する。
- ② B社は、A社が、乙地域において、B社のデジタル放送の再放送を実施 することについて、地元放送事業者の了承を条件とすることなく同意する。
- ③ A社は、激変緩和措置期限には、上記①により行われる再放送を終了する。
- ④ A社は、上記①の地域について、激変緩和措置期限後も継続して再放送の実施を要望する場合は、B社に改めて協議の申入れを行う。その場合において、両者は、激変緩和措置期限までの間、誠実に協議する。

6 平成23年7月15日申請(平成23年(争)第7号)(地上テレビジョン 放送の再放送の同意)

(1) 経過

平成23年	
7月15日	A社から、あっせんの申請 (平成23年 (争) 第7号)。(⇒
	(2))
2 1 日	委員会から、B社に対し、あっせんの申請があった旨の通
	知。
8月11日	あっせん委員(坂庭委員長、各務委員及び寺澤特別委員)
	の指名。
9月 9日	B社から、答弁書の提出。(⇒(3))
28日	A社から、B社からの答弁書(9月9日付け)に対する意
	見書の提出。
10月 6日	両当事者から意見の聴取。
11月11日	A社から、意見書の提出。
17日	B社から、A社からの意見書(9月28日付け)に対
	する意見書の提出。
12月 8日	A社から、B社からの意見書(11月17日付け)に
	対する意見書の提出。
平成24年	
2月10日	両当事者から意見の聴取。
	あっせん委員から、あっせん案の提示。(⇒(4))
2月16日	A社があっせん案を受諾。
2月23日	B社があっせん案を受諾。
	あっせん終了。

(2) 申請の概要

A社は、これまで、B社の地上アナログ放送の再放送を実施しており、平成23年7月24日の地上アナログ放送終了を前に、地上デジタル放送の再放送(期限を定めないもの)の実施を希望して、B社との間で協議を重ねてきたが、協議が調わなかった。

平成23年5月からは、B社からの提案もあり、激変緩和措置としての再放送(期限を定めたもの)の実施について協議を行ってきたが、B社が、地元放送事業者の了解が得られないことを理由に、再放送の実施に同意してくれないため、協議が調わなかった。

そのため、B社のデジタル放送の再放送について、A社の業務地域の一部 (以下「甲地域」という。)における激変緩和措置としての再放送の実施を、 平成27年3月末まで同意してもらうことについて、あっせんを申請。

(3) 答弁書の概要

地元放送事業者の了承が得られていない状態で再放送に同意することは、 地元放送事業者との協調性を損なうおそれがあることから、再放送の同意は 困難である。

(4) あっせん案の概要

- ① B社は、A社が、甲地域において、B社のデジタル放送の再放送を、激変緩和措置として、平成26年9月末日(以下「激変緩和措置期限」という。)まで実施することについて、地元放送事業者の了承を条件とすることなく同意する。
- ② A社は、激変緩和措置期限には、上記①により行われる再放送を終了する。
- ③ A社は、激変緩和措置期限後も継続して再放送の実施を要望する場合は、 B社に改めて協議の申入れを行う。その場合において、両者は、激変緩和 措置期限までの間、誠実に協議する。

第Ⅲ部 委員会のその他の活動状況等

第1章 政策担当者からのヒアリング

委員会は、急速に変化しながら発展を続ける電気通信分野の市場環境や政策動 向を平素から十分に把握し、具体的紛争事案の提起に備える必要がある。

このため、平成23年度には、次のとおり、関係分野に関する情報収集等を行った(公開部分のみ掲載)。

なお、平成23年度における電気通信事業等に関する動向については、【資料4】のとおり。

1 平成23年12月7日 第118回委員会

総合通信基盤局から「電気通信事業分野における競争状況の評価2010の概要」について説明を受け、意見交換を行った。

【説明の概要】

1 定点的評価の評価結果

(1) 固定電話市場

- ① NTT東西のシェアは、2011年3月末で80.8%と減少傾向にはあるが、 依然として高いシェアで推移。
- ② 不可欠設備を保有するNTT東西は、市場支配力を行使しうる地位にあるが、 第一種指定電気通信設備に係る規制等の存在により、市場支配力を行使する可能 性は低い。
- ③ ただし、メタルから光ファイバへの移行が進む中で、ブロードバンド市場への レバレッジの懸念はあり。

(2) 移動体通信市場

- ① 全契約数は2011年3月末で1億2,329万と増加傾向にある。NTTド コモのシェアは、47.1%であり、依然として高い。
- ② NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクモバイルの上位3社のシェアは、合計で94.5%と極めて高く、複数事業者が協調的寡占体制の下で市場支配力を行使し得る地位にある。しかしながら、第二種指定電気通信設備に係る規制の存在や競争的な市場環境により、市場支配力を行使する可能性は低い。
- ③ 今後は無線のブロードバンド化、ビジネスモデルの多様化等を踏まえ、通信レイヤー以外のレイヤーの動向把握が必要である。

(3) ブロードバンド市場

① 契約数は全体として増加傾向にある中、NTT東西と他社とのシェア差は依然として大きく、設備面でもNTT東西のシェアは高いため、単独で市場支配力を行使し得る地位にある。また、NTT東西による固定電話市場からのレバレッジの懸念もあり、今後、ブロードバンドの中心となるFTTHの重点的な分析とともに、固定系と移動系の相互関係も注視が必要。

② FTTH市場においても、契約数は増加傾向にある中、NTT東西が高いシェアを維持。NTT東西は、設備面のシェアも高く、単独で市場支配力を行使し得る地位にあるが、第一種指定電気通信設備に係る規制やCATVインターネットからの競争圧力、今後の移動系との競合等から、市場支配力を行使する可能性は低い。

2 戦略的評価の主な結果

移動系のブロードバンド化の進展とともに、移動体通信端末の中心となるものと考えられるスマートフォン、タブレットPCの動向を把握することが移動体サービス市場の競争評価を行っていく上で重要であるとの観点から、スマートフォン、タブレットPCについて、従来の携帯電話端末を含めた消費者選好の分析を実施。

(1) 定性的な傾向

- ① 現在は従来型の携帯電話端末の利用が多いが、次回買い換え時にスマートフォンのシェアが上がる。しかし直ちにスマートフォン端末への移行が進むわけではない。
- ② 利用用途別では、通話、メール等の基本サービスは従来型の携帯電話端末、Web、ゲーム等の応用サービスはスマートフォン端末、オフィスアプリ、電子書籍のようなPCサービスはタブレット端末が支持されている。

(2) 定量的な傾向

- ① 現行価格と現行機能を仮定すると、次回買い換え時に、従来型の携帯電話端末保有者は同様の携帯電話端末を、スマートフォン端末保有者はスマートフォン端末を選ぶ確率が高く、買い替えサイクルを考慮すると、スマートフォン端末のシェアは、2016年には約30%になると考えられる。
- ② 予想価格(現行の半分)と予想機能(従来型の携帯電話とスマートフォンの融合)を仮定すると、スマートフォン端末のシェアは、2016年には約40%になると考えられる。

3 今後の競争評価の在り方

(1) 今後の定点的評価の在り方

- ① 定点的評価は、政策の企画立案の参考として小売市場全体の状況を把握するものであるため、今後も引き続き小売市場を対象とするものの、FTTH市場等については小売市場に影響を及ぼす事業者間取引の状況も可能な限り把握する。
- ② FTTH市場に対する関心の高まりやNGNサービスの動向、政策的な重要性を踏まえ、同市場の分析・評価に当たっては、従来の指標に加え、都道府県別の分析や設備競争状況等、幅広い要素を勘案して行う。
- ③ 移動体通信領域のデータ通信分野を対象として追加するとともに、上位下位レイヤーとの連携が多様化している同分野のビジネスモデルを踏まえ、今後の分析及び評価に当たっては、上位下位レイヤーの動向を補完的に勘案して行う。なお、将来的には固定系と移動系のブロードバンドを一体的な市場として画定することも検討が必要と考えられる。

(2) 今後の競争的評価の在り方

競争評価においては、指定電気通信設備の範囲やNTTグループに係る累次の公正競争要件の有効性・適切性について検証する「競争セーフガード」制度との連携をさらに強化し、競争セーフガード制度の検証で措置・注視すべきとされた事項につき必要に応じ、戦略的評価のテーマとして分析・評価を行う。

2 平成24年3月30日 第121回委員会

総合通信基盤局から「ブロードバンド普及促進に向けた競争政策の在り方」 について説明を受け、意見交換を行った。

【説明の概要】

1 ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方

通信ネットワークのIP網への移行、モバイル化の進展、コンテンツ配信市場などの上位レイヤー市場の発展等、市場環境が変化する中で、ブロードバンドの普及促進を図る観点から、2010年12月に策定・公表した「基本方針」・「工程表」等を踏まえ、競争政策の在り方について情報通信審議会電気通信事業政策部会で議論を行った。2011年3月に同審議会へ諮問、同年12月に答申。答申の概要は以下のとおり。

(1) NGNのオープン化によるサービス競争の促進

① 中継局接続機能のオープン化

接続料設定単位の細分化等、更なるオープン化を図るために必要な措置をとることが適当であるほか、接続事業者との標準的な接続箇所について、コスト等に留意しつつ予め増設することが必要。

② 通信プラットフォーム機能のオープン化

NGNにおけるネットワーク同士を接続するためのインターフェースにおいて、 通信プラットフォーム機能の一定のオープン化を検討することが適当。

コンテンツ配信事業者等の各種アプリケーションサーバとNGNを接続するためのインターフェースにおける通信プラットフォーム機能のオープン化については、手法も含めた一定のオープン化の検討を進めることが適当。

③ ネットワークの移行に伴う事業者間協議の在り方

接続料算定に係る事業者間協議の透明性を向上させることが必要であり、具体的には、協議のプロセス、接続料の課金方法、事業計画等に係る聴取範囲の明確化などについて整理を図り、できる限り透明性の高い方法により事業者間で考え方を共有できるよう必要な取組を行うことが適当。

(2) モバイル市場の競争促進

① 第二種指定電気通信設備制度の見直し

モバイル市場における加入者シェア上位3社(NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクモバイル)の接続協議における交渉力の優劣の差の縮小、MVNOの参入の進展等を踏まえ、現在端末シェア25%超となっている閾値を見直し、適用対象を拡大することが適当。

② 禁止行為規制の見直し

総務省・公正取引委員会の共同ガイドラインの見直しにより一層の透明化が図られる余地がないかどうか検討を進めるべき。

③ サービスプラットフォームの多様化に対応した取組 新たなサービスプラットフォームの進展・普及状況について、競争評価の取組 の中で分析を行っていくことが適当。

(3) 線路敷設基盤の開放による設備競争の促進

① 電柱・管路等の使用に関する手続の簡素化・効率化等 地方公共団体における申請等の電子化、様式の標準化等を促すとともに、電気 通信事業者からの具体的な改善要望を国土交通省や地方公共団体に伝達する仕組 みを構築することが望ましい。

② 携帯電話のローミングに関するルールの在り方 両当事者が合意していない場合にまで一般的にローミングを義務化することは 適当ではない。一方、緊急通報のローミングの早期実現に向け、検討の場を早急 に設けることが適当。

(4) 今後の市場環境の変化等を踏まえた公正競争環境の検証の在り方等

① 公正競争環境の検証の在り方

2010年12月に総務省が策定・公表した「基本方針」において掲げている 毎年度の継続的なチェックのための新たな公正競争環境の検証のための仕組みと して、①ブロードバンド普及促進に向けた取組状況の検証、②NTT東西等にお ける規制の遵守状況の検証の2つを柱とする「ブロードバンド普及促進のための 公正競争レビュー制度」を創設し、2012年度より運用を実施すべき。

② 今後の市場環境の変化等を踏まえた競争ルールの枠組み

「基本方針」において掲げている包括的な検証の結果、競争ルールに制度的課題が生じていると認められる場合には、競争ルール全体の枠組みの見直しについても検討することが必要。

2 答申を受けた主な取組

(1) NTT東西に対する行政指導

NTT東西に対し、NGNのオープン化等に関し、答申を踏まえた検討状況等について総務省に報告すること等を内容とする行政指導を実施。

(2) 第二種指定電気通信設備制度の適用対象拡大に向けた検討

第二種指定電気通信設備の指定基準を25%超から10%超に見直す電気通信 事業法施行規則の改正案を、情報通信行政・郵政行政審議会に諮問し、意見募集 を実施。

(3) 禁止行為規制の見直しの検討

禁止行為規制の適用対象となる携帯事業者の指定に関するガイドライン、禁止される行為を具体化した総務省・公正取引委員会の共同ガイドラインについて、 見直し案を作成し、意見募集を実施。

(4) 緊急通報のローミングの検討

電気通信事業者協会において検討の場を設置。

(5)「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度」の運用

制度の運用に関するガイドライン案及びブロードバンド普及促進に係る取組状況等に関する暫定検証結果案について意見募集を実施。

第2章 第3回国際通信調停フォーラムへの出席等

1 第3回国際通信調停フォーラムへの出席

平成23年11月3日、委員及び事務局職員が韓国ソウル特別市において開催された「第3回国際通信調停フォーラム」に出席した。これは、平成21年10月開催の「国際通信調停ワークショップ」、平成22年11月開催の「第2回国際通信調停フォーラム」に続き、主催者である韓国放送通信委員会(KCC)から招待を受け出席したものである。

同フォーラムの概要は、次のとおりである。

(1) 日時

平成23年11月3日(木)11時から13時(予備セミナー) 14時から17時50分(フォーラム)

(2) 開催場所

韓国 ソウル特別市 プラザホテル4階 メープルホール

(3) 主催

韓国放送通信委員会(KCC)/社団法人メディア未来研究所

(4) 目的

放送市場の環境の変化によって生じる、地上放送の再放送の調停に関する 問題点を参加国で共有し、これに対処する方法を探る。

(5) 電気通信紛争処理委員会出席者

電気通信紛争処理委員会 委員 各務 洋子 電気通信紛争処理委員会事務局 上席調査専門官 浅井 直人

(6) プログラム

時間	セッション及びテーマ	スピーカー	
【予備セミナー】 11:00~13:00	韓国の放送市場の現状と課題	ксс	
【フォーラム】 14:00~14:20	開会の辞	キム・クジン メディア未来研究所所長	
	祝辞	ヤン・ムンソク KCC常任委員	
セッションI:地上放送の再放送の紛争と調停事例			
14:20~14:40	日本における地上放送の再放送 の紛争と調停	各務洋子 総務省電気通信紛争処理委員会 (TDSC)委員	

14:40~15:00			
員会(CRTC) 裁判外紛争処理担当 専務理事 15:00~15:20			
理担当 専務理事 15:00~15:20 イギリスにおける地上放送の再 イチョン・テ 通信庁(Ofcom)競争政策グループ 委員 15:20~15:40 フランスにおける地上放送の再 ティエリ・バスェイ 放送の紛争と調停 視聴覚高等評議会(CSA) 視聴覚事業者監督担当 次長 15:40~16:00 韓国における地上放送の再放送 パク・ドンジュ			
15:00~15:20 イギリスにおける地上放送の再放送の紛争と調停 通信庁(Ofcom)競争政策が ループ 委員 15:20~15:40 フランスにおける地上放送の再 ティエリ・バスェイ 放送の紛争と調停 視聴覚高等評議会(CSA) 視聴覚事業者監督担当 次長 15:40~16:00 韓国における地上放送の再放送 パク・ドンジュ の紛争と調停 KCC利用者保護局 審決支援 チーム長			
放送の紛争と調停 通信庁(Ofcom)競争政策グループ 委員 15:20~15:40 フランスにおける地上放送の再			
ループ 委員			
15:20~15:40 フランスにおける地上放送の再			
放送の紛争と調停 視聴覚高等評議会(CSA) 視聴覚事業者監督担当 次長 15:40~16:00 韓国における地上放送の再放送 の紛争と調停 KCC利用者保護局 審決支援 チーム長			
聴覚事業者監督担当 次長 15:40~16:00 韓国における地上放送の再放送 パク・ドンジュ の紛争と調停 KCC利用者保護局 審決支援 チーム長			
15:40~16:00 韓国における地上放送の再放送 パク・ドンジュ の紛争と調停 KCC利用者保護局 審決支援 チーム長			
の紛争と調停 KCC利用者保護局 審決支援 チーム長			
チーム長			
<u> </u>			
16:00~16:20 休憩			
セッションⅡ:パネルディスカッション			
16:20~17:20 【パネリスト】			
オ・ヤンホ弁護士			
ホン・テシク教授(西江大学)			
ユン・ソクミン教授(ソウル大学)			
チェ・ジョンウ専務(韓国ケーブルテレビ放送協会)			
ソン・ゲソン政策室長(韓国放送協会)			
17:20~17:40 質疑応答			
17:40~17:50 閉会の辞 チョン・ジョンギ			
KCC消費者政策執行事務局長			

(7) 概要

【予備セミナー】

KCCから、「韓国の放送市場の現状と課題」の説明。

【フォーラム】

① セッション I 「地上放送の再放送の紛争と調停事例」において、日本、カナダ、イギリス、フランス及び韓国から、各国の紛争処理の枠組、事例等についてプレゼンテーション。

各国プレゼンテーションの要点は次のとおり。

(日本) 各務委員から、日本における再放送制度、再放送に係る紛争 処理スキーム(電気通信紛争処理委員会によるあっせん・仲裁、総 務大臣による裁定)及びこれまでの裁定状況を説明。

- (カナダ) カナダ・ラジオテレビ電気通信委員会(CRTC)から、2010年度における事案(公式事案4件、非公式事案15件)対応 状況の紹介。また、紛争解決のための効果的な取り組みを説明。
- (イギリス) 通信庁(Ofcom)から、最近、公共放送事業者(BBC)が再放送料金に関する現在の取り決めの見直しを主張していること等を紹介。
- (フランス) 視聴覚高等評議会(CSA)から、放送事案に関する紛争解決処理手続の導入(2004年)から現在までに実施した地上放送の再放送事案の事例を紹介。
- (韓国) KCCから、著作権法に違反して違法に地上放送を再放送したとして、地上放送事業者が、ケーブルテレビ事業者を提訴した最近の事例を紹介。
- ② セッションII「パネルディスカッション」において、韓国のパネリストからコメント、パネリスト及び会場参加者と各国発表者との間の質疑応答。
 - (日本への質問) 大臣裁定において、再放送の対価についてはどのように決定されるのか。裁定内容に不服がある場合の対応方法如何。
 - (回答) 大臣裁定は、同意しないことについて「正当な理由」があるかどうかを判断するもの。「正当な理由」の有無の判断において対価の問題は考慮されていない。また、裁定に不服がある場合は、総務省に設置される審議会に対する異議申立て及び司法の判断を求めることが可能。



【フォーラムの模様(1)】



【フォーラムの模様(2)】

2 KTへの訪問

第3回国際通信調停フォーラムへの出席と併せ、KTメディアセンターを訪問した。2008年のサービス開始以降、加入者が急増しているIPTVサービスについて、オペレーションルームの視察、意見交換を行った。

第3章 周知広報、利便性向上のための取組

委員会の認知度及び利便性の向上のため、次の取組を行った。

1 関係事業者等への周知活動

下表のとおり、全国4の会場の関係事業者等を対象とする講演会等の場において、委員会の概要、あっせんの手続、事業者相談窓口等について、事務局職員による説明を行った。

実施日	主催	開催地
平成23年5月19日	・北海道総合通信局 ・財団法人日本データ通信協会 ・社団法人テレコムサービス協会 ・北海道テレコム懇談会	北海道札幌市
平成23年5月26日	・九州総合通信局 ・財団法人日本データ通信協会 ・社団法人テレコムサービス協会	福岡県福岡市
平成23年6月24日	・関東総合通信局 ・財団法人日本データ通信協会	東京都千代田区
平成23年7月8日	・中国総合通信局 ・財団法人日本データ通信協会	広島県広島市

2 電気通信事業紛争処理マニュアルの改訂

平成23年6月30日からの委員会の業務範囲の拡大を踏まえ、従来別冊であった「電気通信事業紛争処理マニュアル」と「無線局紛争処理マニュアル」を統合し、平成23年12月に新たに「電気通信紛争処理マニュアルー 紛争処理の制度と実務ー」を作成し、関係団体、通信・放送事業者等へ配付するとともに、委員会ウェブサイトへの掲載を行った。

「電気通信紛争処理マニュアル ー紛争処理の制度と実務ー」



3 新たな委員会パンフレットの作成及び配付

平成23年6月30日からの委員会の名称変更と業務範囲の拡大に対応し、 平成23年6月、新たな周知用パンフレットを作成し、関係団体、通信・放送事業者等に配付した。

「電気通信紛争処理委員会パンフレット」



4 総務省広報誌11月号への記事の掲載

平成23年11月、委員会が発足から 10周年を迎えたことから、総務省広報 誌11月号に、委員会の特集記事を掲載 した。

「総務省広報誌 11 月号」



5 委員会ウェブサイトの改修・更新

平成23年6月30日からの委員会の名称変更及び業務範囲の拡大に対応するため、新たにあっせん・仲裁の対象となった紛争についての内容を追加する等、ウェブサイトの改修を行った。

また、これに合わせて、ウェブアクセシビリティの向上(音声読み上げソフト対応、文字サイズの変更等)を行うとともに、これまで紛争の分野ごとに掲載されていた手続解説等を手続の種類(あっせん、仲裁)ごとに掲載する等の構成の変更、サイト全体の簡素化を行った。

また、委員会の運営状況に関する各種情報、新しいマニュアルの掲載等、ウェブサイトの充実に努めた。

【資料編】

- 資料1 電気通信紛争処理委員会の概要
- 資料2 これまでの紛争処理の概況
- 資料3 これまでの紛争処理終了事案の一覧
- 資料4 電気通信事業等に関する動向





電気通信紛争処理委員会の概要

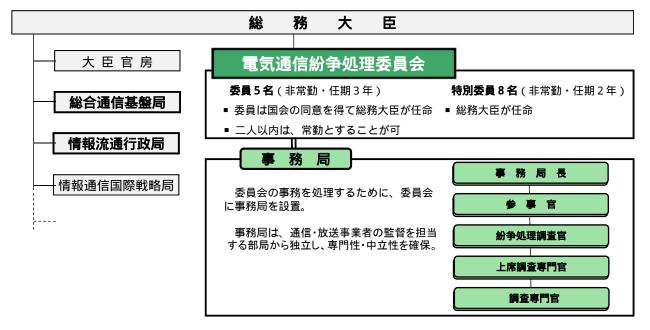
平成24年4月 電気通信紛争処理委員会事務局

1. 電気通信紛争処理委員会の設置・組織

平成13年11月30日に電気通信事業者間の接続等に関する紛争を迅速・公正に処理する専門的組織として設置(当初の名称は「電気通信事業紛争処理委員会」)。

平成23年6月30日、放送法等の一部を改正する法律(平成22年法律第65号)の施行により「電気通信紛争処理委員会」と名称変更。

電気通信紛争処理委員会の設置は、電気通信事業法に規定。



2. 雷気通信紛争処理委員会の機能

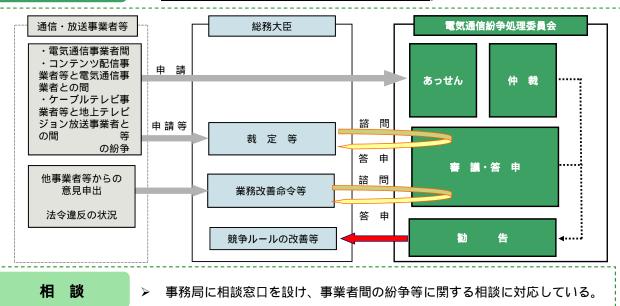
あっせん・仲裁

諮問に対する 審議・答申

- 電気通信事業者間、コンテンツ配信事業者等と電気通信事業者との間、ケーブルテレビ事業者等と地上テレビジョン放送事業者との間等の紛争に対し、「あっせん」や「仲裁」を実施する。
- 総務大臣が、接続協定等の細目の裁定、業務改善命令等を行う際、総務大臣から 諮問を受け、審議・答申を行う。

勧 告

▶ あっせん・仲裁や諮問に対する審議・答申に関し、競争ルールの改善等について意見があれば、総務大臣に対し勧告を行う。



3. あっせん・仲裁制度の概要

《あっせん》

あっせん委員が紛争当事者の間に入って<u>両者の歩み寄りを促す</u>ことにより、紛争の迅速な解決を図るもの。

両当事者の合意により進められる手続のため、強制されることはない。

- ・あっせん委員は、委員及び特別委員の中から、事案ごとに委員会が通例3人程度を指名。
- ・あっせん委員は、あっせん案を作成し、当事者に提示することができる。

《仲裁》

紛争当事者が仲裁委員の行う<u>仲裁判断に服することを合意した上で行われる</u>。 当事者は、仲裁判断について、<u>手続上瑕疵のある場合を除いて訴訟で争うことはできない</u>。

- ・仲裁委員は、委員及び特別委員の中から、原則として当事者が合意により選定した者3人を、委員会が指名。
- ・仲裁判断には、当事者間において確定判決と同一の効力が発生する。

4.紛争の種類ごとの紛争処理手続

当事者	協議の内容	相手方が協定・ 契約の締結(又 は再放送の同 意)の協議に応じ ないとき	協定・契約の締結(又は再放送の同意)の協議が調わないとき	金額、接続条件等の細目について協議が調わないとき
	□ 電気通信設備の接続に関する協定□ 電気通信設備の共用に関する協定■ 電気通信設備設置用工作物の共用に関する協定□ 卸電気通信役務の提供に関する契約	あっせん 大臣命令	あっせん 大臣命令	あっせん 仲裁 _{大臣裁定}
電気通信事業 者間	○ 電気通信役務の円滑な提供の確保のために締結が必要な協定・ 契約 ・ 接続に必要な電気通信設備の設置・保守 ・ 接続に必要な土地・建物・管路等の利用 ・ 接続に必要な情報の提供 ・ 電気通信役務の提供に関する契約の締結の取次や料金回収等 の業務委託 等	-	_	あっせん 仲裁
電気通信事業 者とコンテンツ 配信事業者等 との間	● コンテンツ配信事業等(※)を営むに当たって利用すべき電気通信 役務の提供に関する契約 (※)電気通信設備を用いて他人の通信を媒介する電気通信役務以外の電 気通信役務を電気通信回線設備を設置することなく提供する電気通信 事業(電気通信事業法第164条第1項第3号)	-	_	あっせん 仲裁
ケーブルテレビ事業者等と 地上テレビジョン放送事業者 との間	● 地上テレビジョン放送の再放送に係る同意	あっせん 大臣裁定	あっせん 仲裁 _{大臣裁定}	_
無線局(※)を開設・変更しようとする者と他の無線局(※)の免許人等との問	○ 混信等の妨害防止のために必要な措置に関する契約 ()電気通信業務、放送の業務その他の総務省令で定める業務を行う ことを目的とする無線局	あっせん	あっせん 仲裁	_

注1:協議内容の「●」は平成23年6月の放送法等の一部改正に伴い追加されたもの、「○」はそれ以前からのもの。

注2:「大臣命令」又は「大臣裁定」の場合は、電気通信紛争処理委員会への諮問がなされる。

終了後、当事者の了解を得られた範囲内で公表。

5. あっせん手続の流れ

【手続の主体】 委員会の手続 当事者の手続 あっせん委員 他方当事者 あっせん 他方当事者から の指名 の答弁書の提出 の申請 への通知 (※)大臣命令申立て、大臣 裁定申請、仲裁申請後 の申請はできない。 あっせんに適しない場合 あっせんの実施 (他方当事者があっせんを拒否し た場合、社会的信用の低下を目 的としていると認められる場合等) 不実行 協議に よる合意 あっせん 合意成立の見 込みがない場 案受諾 〇 手数料は無料。 合等 〇 原則非公開。

【手続の主体】

委員会の手続

当事者の手続

両当事者から の申請 仲裁委員の 選定 仲裁委員の指 名・両当事者 への通知 仲裁廷における審理・調査

和解勧告
(必要に応じて実施)

仲裁判断

他方当事者 への通知

一方当事者からの申請

- (※)大臣命令申立て、大臣裁定申請後の申請はできない。
 - 〇 手数料は無料。
 - 〇 原則非公開。

終了後、当事者の了解を得られた範囲内で公表。

仲裁判断内容の履行

(※)場合により強制執行 (仲裁判断は確定判決と同一の効力を有 する。(仲裁法第45条第1項))

7. 事業者相談窓口の設置

電気通信紛争処理委員会の事務局では、事業者向けの相談窓口として、専用の 電話、メールアドレスを設け、事業者間での協定・契約に関する協議が難航した場 合等の相談に応じ、アドバイスや参考情報の提供等幅広く行っています。

事業者相談窓口のポイント

- ◆ 相談は、委員会のあっせんや仲裁手続の利用を前提とするものではないため、 協議中のものや今後の対応を決めていない案件についても相談を受け付けています。
- ◆「あっせん申請が可能な事案かどうか判断がつかない」といった相談や「あっせんの手続(制度の概要や申請の方法等)を知りたい」等のお問い合わせについても幅広く受け付けています。
- ◆ 相談は、無料・非公開です。
- ◆ 相談者の了解なしに、相談内容を相手方事業者に伝えることはありません。

【相談専用電話】

TEL 03-5253-5500 FAX 03-5253-5197

電話受付時間 平日 9:30~12:00/13:00~17:00

【相談専用メールアドレス】 soudan@ml.soumu.go.jp

8. 委員会ウェブサイトの紹介

委員会では、 ウェブサイトに、委 員会開催状況、紛 争処理マニュアル 等各種資料、紛争 事例等を掲載して おります。

電気通信紛争処理委員会ウェブサイト

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hunso/index.html



これまでの紛争処理の概況 (平成24年3月31日現在)

1 あっせん 58件

「接続に係る費用負担」に関する件(39件)

「接続に必要な工作物の利用」に関する件(5件)

「接続の諾否」に関する件(5件)

「設備の利用・運用」に関する件(2件)

「接続協定の細目」に関する件(2件)

「接続に必要な工事」に関する件(1件)

「電気通信役務の提供に係る契約の取次ぎ」に関する件(1件)

「地上テレビジョン放送の再放送に関する同意」に関する件(3件)

2 仲裁

3件

(いずれも、他方事業者が申請を行わず、仲裁は不実行。その後、あっせんや大臣命令に移行。)

「接続に係る費用負担」に関する件(2件)

「接続に必要な工事」に関する件(1件)

3 諮問·答申 **8件**

業務改善命令(3件)

接続に関する協議再開命令(2件)

土地等の使用に関する認可(1件)

料金設定権に関する裁定(1件)

MVNOとMNO間の接続協定に関する裁定(1件)

勧告 3 **件**

コロケーションのルール改善に向けた勧告(1件)

接続における適正な料金設定が行い得る仕組みの整備の勧告(1件)

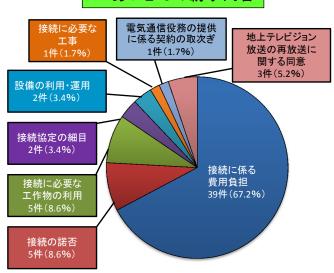
接続料金の算定の在り方などMVNOとMNOとの間の円滑な協議に資する措置の勧告(1件)

(参考)紛争処理件数の内訳

1 紛争処理等の年度別件数

(注) 相談件数は、18年度以降のもののみ集計。同一案件に係る複数回の相談 (電話・メール・来訪等)を含む。

2 あっせんの紛争内容



3 あっせんの処理結果

合意が成立し解決 36件 (62.1%)

合意に至らず (申請取下げ・打切り) 19件(32.8%)

不実行 3件 (5.2%)

注:「合意が成立し解決」は、当事者間の協議により解決した事件13件及びあっせん案の受諾により解決した事件23件の合計。

これまでの紛争処理終了事案の一覧

あっせん・仲裁

(1) あっせん

【電気通信事業法関係】

1 接続の諾否に関する紛争

事件	相手方	申請概要	結果
平成14年(争) 第5号	彩ネット(株)	彩ネット㈱による NTT 東日 本の中継光ファイバとの接	合意により解決
H14.2.13 申請 H14.3.6 終了	NTT 東日本	続	ロぶによりがん
平成16年(争) 第3号~第4号 H16.8.31 申請	ソフトバンク BB(株)	ソフトバンクBB㈱による NTT 東日本及び NTT 西日	合意により解決
H16.8.31 中間 H16.11.1 終了	NTT 東日本 NTT 西日本	本の中継光ファイバとの接続 続	※あっせん案受諾
平成21年(争) 第1号	関西ブロード バンド(株)	関西ブロードバンド㈱による NTT 西日本の中継光ファイ	合意により解決
H21.9.15 申請 H22.1.21 終了	NTT西日本	バとの接続	※あっせん案受諾
平成21年(争) 第3号	生活文化セ ンター(株)	生活文化センター㈱による NTTドコモとのレイヤ2等で	あっせん不実行 <u>(参考) 本件終了後の経過</u>
H21.12.28 申請 H22.1.15 終了	NTTド⊐モ	の接続	総務大臣の接続協議 再開命令申立て

2 接続料、網改造料等の費用負担に関する紛争

事件	申請者	申請概要	結果
尹IT	相手方	中胡伽女	中人
平成14年(争) 第6号	彩ネット(株)	彩ネット㈱による NTT 東日 ・本に対する網改造料の支	合意により解決
H14.2.25 申請 H14.3.12 終了	NTT 東日本	払義務の有無	※あっせん案受諾
平成14年(争) 第9号~第23号	A社	A社によるVoIPサービスに 係るB社等各社との接続に	合意により解決
H14.7.4 申請 H14.7.23 終了	B社等各社	関する事業者間精算の方 法	※あっせん案受諾
平成16年(争)	NTT 東日本	NTT 東日本及び NTT 西日	<u> </u>
第5号~第6号	NTT 西日本	本による法人向けIP電話網	合意により解決
H16.12.17 申請 H17.2.22 終了	平成電電㈱	と平成電電㈱電話網との接 続条件(接続料等)	(参考)本件申請前の経緯 仲裁申請(仲裁不実行)

事件	申請者	申請概要	結果
尹什	相手方	中 明 似 女	和未
平成17年(争) 第2号~第3号	A社	A社によるB社及びC社との 接続に関する網改造の費用	
H17.7.8 申請 H17.10.4 終了	B社 C社	負担(ソフトウェア開発費用 全額の預託金)	合意に至らず申請取下げ
平成18年(争) 第1号~第14号	A社等各社	A社等各社によるB社との 接続に関する網使用料の	合意に至らず申請取下げ
H18.8.9 申請 H19.3.27終了	B社	費用負担	
平成21年(争) 第2号	(有)ナインレイ ヤーズ	(有)ナインレイヤーズによる	企会に下口紹介
H21.10.27 申請 H22.1.14 終了	NTT西日本	NTT 西日本との接続に係る 債権保全措置の要否	合意により解決
平成23年(争) 第1号	NTTドコモ	NTTドコモによるソフトバン	t- 11 / t- 1711
H23.5.18 申請 H24.1.23 終了	ソフトバンク モバイル(株)	クモバイル㈱の接続料の算 定根拠の開示 	あっせん打切り
平成23年(争) 第2号	ソフトバンク モバイル(株)	ソフトバンクモバイル㈱によるNTTドコモの接続料の再	あっせん打切り
H23.6.9 申請 H24.1.23 終了	NTTドコモ	精算等	80.2 E 10.11 819
平成23年(争)	ソフトバンク	ソフトバンクテレコム(株)によ	
第3号~第4号	テレコム(株)	る NTT 東日本及びNTT西	合意により解決
H23.6.9 申請 H24.2.21 終了	NTT 東日本 NTT 西日本	日本との接続に係るジャンパエ事費の見直し	1.5.1-5.7177

3 接続のための工事・網改造等に関する紛争

事件	申請者 相手方	申請概要	結果
平成14年(争) 第2号 H14.2.12 申請 H14.4.9 終了	ビー・ビー・テ クノロジー(株) NTT 西日本	ビー・ビー・テクノロジー(株)に よるNTT 西日本の端末回線 との接続に必要なMDFジャ ンパエ事の方法	あっせん打切り (参考)本件終了後の経過 仲裁申請(仲裁不実行) 総務大臣の接続協議 再開命令申立て
平成14年(争) 第7号~第8号 H14.4.30 申請 H14.5.10 終了	A社 B社 C社	A社によるB社及びC社の 設備に対する工事(A社の 上位プロバイダ変更に伴う IPアドレス設定変更)の早 期実施	合意により解決
平成19年(争) 第1号~第2号 H19.3.23 申請 H19.4.5 終了	A社 B社 C社	A社によるB社及びC社との ジャンパ線切替工事等に関 する接続協定の細目等	あっせん不実行

4 コロケーション等に関する紛争

事件	申請者 相手方	申請概要	結果
平成13年(争) 第1号 H13.12.27 申請	A社	A社による自社伝送路と他 事業者が設置する伝送装 置との間の接続(横つなぎ)	合意により解決
H14.1.25 終了	B社	に必要なB社のコロケーショ ンスペースの利用	
平成14年(争) 第1号	イー・アクセ ス(株)	イー・アクセス(株)による NTT 東日本のコロケーションス	合意により解決 (参考)本件に関連した措置
H14.2.1 申請 H14.2.14 終了	NTT 東日本	ペース、電源及びMDFの利 用	総務大臣に対する勧告
平成14年(争) 第3号	イー・アクセ ス(株)	イー・アクセス㈱による NTT 西日本のコロケーションスペ	
H14.2.12 申請 H14.2.26 終了	NTT 西日本	ース、電源及びMDFの利用 等	合意により解決
平成14年(争) 第4号	イー・アクセ ス(株)	イー・アクセス(株)による NTT 西日本のコロケーションス	合意により解決
H14.2.13 申請 H14.4.2 終了	NTT 西日本	ペース、電源及びMDFの利 用	※あっせん案受諾
平成15年(争) 第2号	平成電電㈱	平成電電㈱によるNTT東日	企会に下山船 が
H15.6.11 申請 H15.6.25 終了	NTT 東日本	本の設備(MDF)の利用	合意により解決

5 契約締結の媒介その他の業務委託に関する紛争

事件	申請者 相手方	申請概要	結果
平成17年(争) 第1号	イー・アクセ ス(株)	イー・アクセス(株)による NTT 西日本とのフレッツサービス	企会に下口紹介
H17.4.14 申請 H17.5.13 終了	NTT 西日本	受付業務の再開	口息により胜次

【放送法関係】

地上テレビジョン放送の再放送の同意に関する紛争

事件	申請者 相手方	申請概要	結果
平成23年(争) 第5号 H23.7.15 申請	松 阪 市 ケ ー ブルシステム	松阪市ケーブルシステムによるテレビ愛知㈱の地上テ	合意により解決
H24.2.23 終了	テレビ愛知(株)	レビジョン放送の再放送の 同意	※あっせん案受諾
平成23年(争) 第6号	A社	A社によるB社の地上テレビ	合意により解決
H23.7.15 申請 H24.2.23 終了	B社	ジョン放送の再放送の同意	※あっせん案受諾
平成23年(争) 第7号	A社	A社によるB社の地上テレビ	合意により解決
H23.7.15 申請 H24.2.23 終了	B社	ジョン放送の再放送の同意	※あっせん案受諾

(2) 仲裁

【電気通信事業法関係】

1 接続料、網改造料等の費用負担に関する紛争

事件	申請者 相手方	申請概要	結果
平成16年(争) 第1号~第2号 H16.4.2 申請	NTT 東日本 NTT 西日本	NTT 東日本及び NTT 西日 本による法人向けIP電話網	仲裁不実行 (参考)本件終了後の経過
H16.4.27 仲裁 不実行通知	平成電電㈱	と平成電電㈱電話網との接続条件(接続料等)	あっせん申請(合意により 解決))

2 接続のための工事・網改造等に関する紛争

事件	申請者 相手方	申請概要	結果
平成15年(争) 第1号 H15.2.14 申請 H15.2.21 仲裁 不実行通知	ソフトバンク BB(株) NTT 西日本	ソフトバンク BB(㈱による NTT 西日本の端末回線との 接続に必要なMDFジャンパ 工事の方法	中裁不実行 (参考)本件申請前の経緯 あっせん申請(あっせん 打切り) (参考)本件終了後の経過 総務大臣の接続協議 再開命令申立て

総務大臣からの諮問に対する審議・答申

【電気通信事業法関係】

1 接続協定等に関する協議命令

答申日等	事案の概要等
平成15年8月20日 電委第57号 H15.7.16 諮問 H15.8.20 答申	ソフトバンクBB㈱からの申立てを受けた、DSL サービス提供のための NTT 西日本との接続に関する接続協議再開命令(平成15年5月16日申立て) (参考)本答申前の経緯 あっせん申請(あっせん打切り)
平成22年7月8日 電委第42号 H22.6.29 諮問 H22.7.8 答申	仲裁申請(仲裁不実行) 生活文化センター㈱からの申立てを受けた、直収パケット交換機接続(レイヤ2接続)等についての、NTTドコモとの接続に関する接続協議再開命令(平成22年1月25日申立て) < <u>参考〉本答申前の経緯</u> あっせん申請(あっせん不実行)

2 接続協定等に関する細目の裁定

答申日等	事案の概要等
平成14年11月5日	平成電電㈱からの申請を受けた、NTTドコモ等携帯電話事業者に対
電委第115号	する直収発携帯着の利用者料金の設定に関する裁定(平成14年7月
H14.9.20 諮問	18日申請)
H14.11.5 答申	
	〈参考〉本答申に関連した措置
	総務大臣に対する勧告
平成19年11月22日	日本通信㈱からの申請を受けた、NTTドコモとの相互接続による
電委第69号	MVNO 事業に関する裁定(平成19年7月9日申請)
H19.9.21 諮問	
H19.11.22 答申	〈参考〉本答申に関連した措置
	総務大臣に対する勧告

3 土地等の使用に関する協議認可

答申日等	事案の概要等
平成14年7月30日 電委第95号 H14.6.17 諮問 H14.7.30 答申	モバイルインターネットサービス㈱からの申請を受けた、無線 LAN サービスの役務提供のための JR 東日本の土地等の使用に関する協議認可(平成14年3月19日申請)

4 電気通信事業者に対する業務改善命令

答申日等	事案の概要等
平成14年4月19日 電委第60号 H14.4.18 諮問 H14.4.19 答申	KDDI㈱に対する、子会社である第二種電気通信事業者を通じた、地方公共団体に対する届出料金を下回る料金での電気通信役務の提供についての業務改善命令(平成14年4月19日命令)
平成16年2月4日 電委第8号 H16.1.29 諮問 H16.2.4 答申	KDDI(株)に対する、子会社である KCOM(株)を通じた、地方公共団体に対する届出料金を下回る料金での電気通信役務の提供についての業務改善命令(平成16年2月5日命令)
平成22年2月4日 電委第19号 H22.1.28 諮問 H22.2.4 答申	NTT 西日本に対する、他の電気通信事業者等に関する情報の取扱いについての業務改善命令(平成22年2月4日命令)

総務大臣に対する勧告

【電気通信事業法関係】

発出	概要等
平成14年2月26日	コロケーションのルール改善に向けた勧告
電委第32号	〈参考〉本勧告の関連事案
	イー・アクセス㈱による NTT 東日本のコロケーションスペース、電源
	及びMDFの利用に関するあっせん申請(合意により解決)
平成14年11月5日	接続における適正な料金設定が行い得る仕組みの整備の勧告
電委第115号	〈参考〉本勧告の関連事案
	平成電電㈱からの申請を受けた、NTT ドコモ等携帯電話事業者に
	対する直収発携帯着の利用者料金の設定に関する裁定
平成19年11月22日	接続料金の算定の在り方など MVNO と MNO との間の円滑な協議に
電委第69号	資する措置の勧告
	〈参考〉本勧告の関連事案
	日本通信㈱からの申請を受けた、NTT ドコモとの相互接続による
	MVNO 事業に関する裁定

(注)実際の紛争は、内容が複雑に絡み合っており、以上の分類は厳密なも のではない。







電気通信事業等に関する動向

- 1 電気通信事業等の動向
 - (1) 電気通信事業の市場等の動向
 - (2) 接続料の動向
 - (3) 電気通信事業及びNTT法の枠組み
 - (4) 指定電気通信設備制度
- 2 放送事業の動向

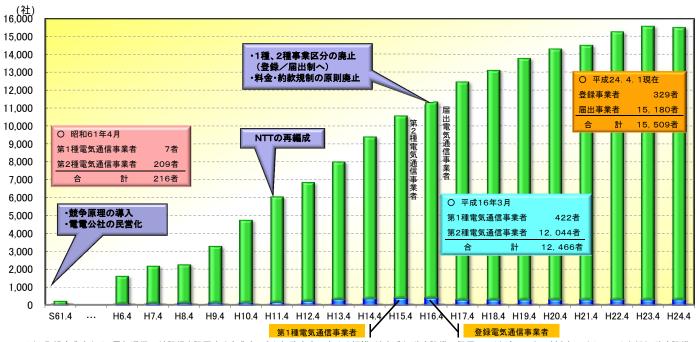
平成24年4月 電気通信紛争処理委員会 事務局

1 電気通信事業等の動向

(1) 電気通信事業の市場等の動向

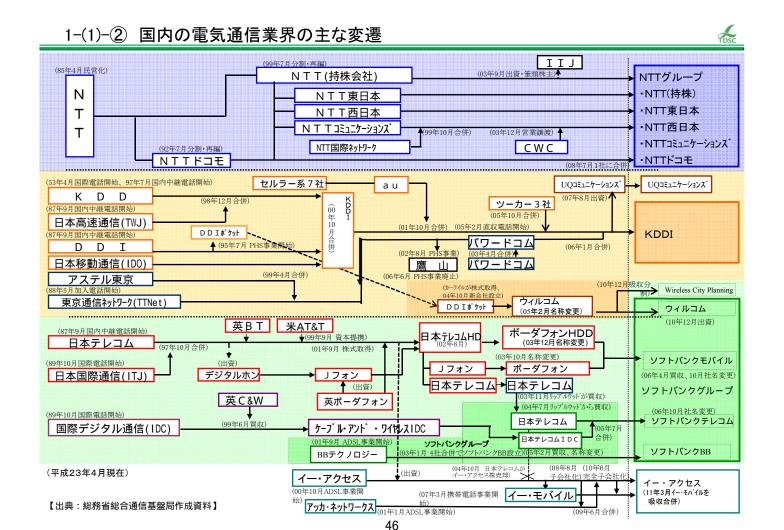


昭和60年以降、電気通信事業者数は大幅に増加し、平成24年4月1日現在、1万5509者が参入。 その大半(約98%)は届出電気通信事業者。



(注)登録事業者とは、電気通信回線設備を設置する事業者のうち総務省令で定める規模(端末系伝送路設備の設置の区域が一の市町村を超えるか、又は中継伝送路設備の設置区域が一の都道府県を越えるもの)以上の事業者。 届出事業者とは、それ以外の事業者。

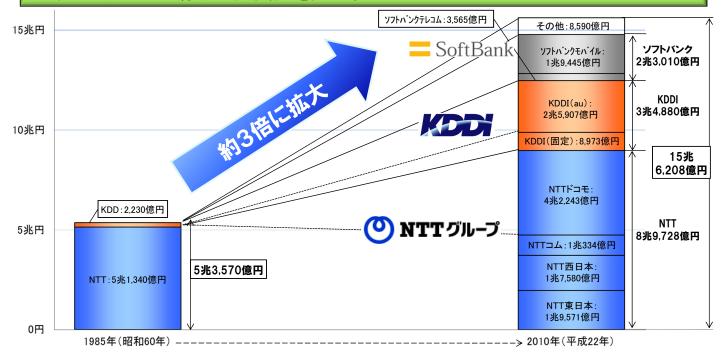
【出典:情報通信統計データベース(総務省の情報通信政策に関するポータルサイト)をもとに作成】





主要な電気通信事業者の平成22年度の売上高合計は約15.6兆円

- 昭和60年から主要な電気通信事業者の売上高は約3倍に拡大した。
- **◇** うちNTTグループが約8兆9千7百億円を占める。



※ 各事業者の決算資料等(KDDIについては決算短信中のセグメント別売上高、ソフトバンクグループについてはソフトバンク社の連結決算短信中のセグメント別売上高) に基づき作成。

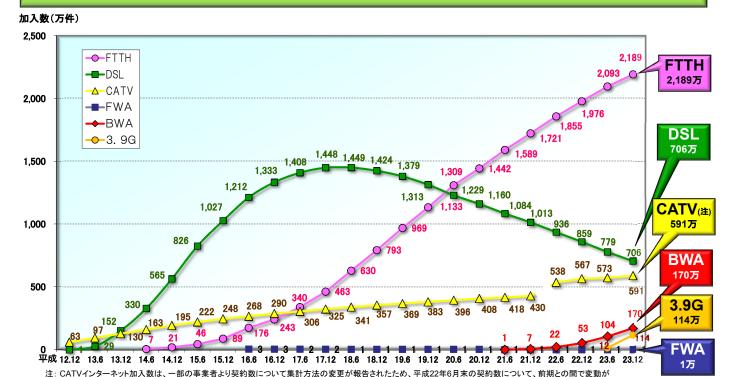
【出典:総務省総合通信基盤局作成資料】

1-(1)-④ ブロードバンドアクセスサービスの加入数の推移

生じている。

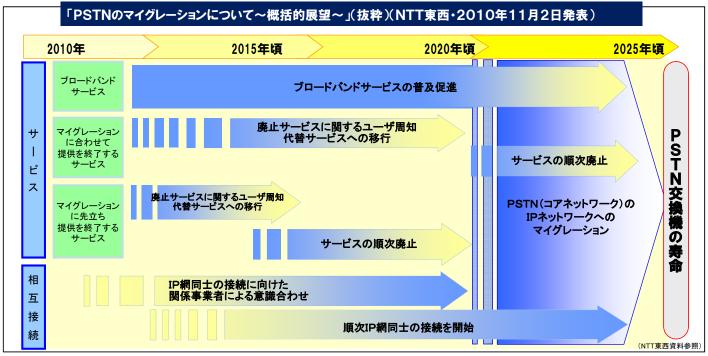


FTTH加入数が増加する一方、DSL加入数は平成18年3月末を境に減少に転じ、平成20年6月末にはFTT H加入数がDSL加入数を初めて上回った。また、FTTH加入数は、平成23年3月末に2000万を超え、平成23年12月末には、2189万となった。





- NTT東西は「概括的展望」において以下のスケジュールを描いているが、個別サービスの終了時期、移行方法等の具体的内 容についてはさらなる情報開示が必要とする意見が示されているほか、PSTNの移行に伴いNTT東西の市場独占化が進展し ないよう、アクセス回線におけるサービス競争環境の確保が求められている。
- ◆ 移行スケジュールについて、NTT東西は交換機の装置寿命を踏まえ、移行完了時期を遅らせることは困難だが、関係者との同意が得られる場合は計画の前倒しの可能性は否定されないとする一方、競争事業者や利用者からは計画の前倒しまたは後ろ倒しを求める等の様々な意見が示されている。



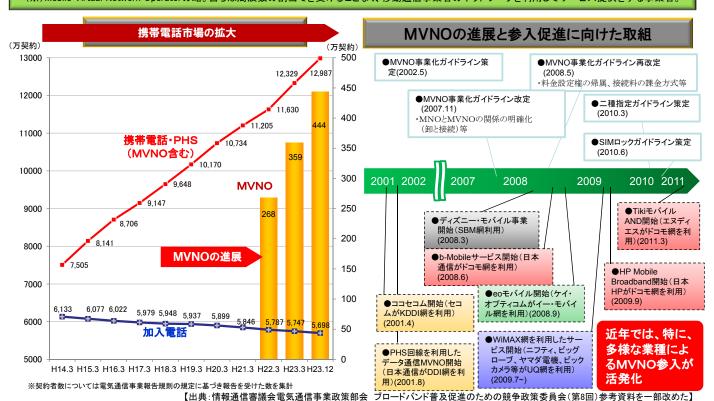
【出典:情報通信審議会電気通信事業政策部会 ブロードバンド普及促進のための競争政策委員会(第8回)参考資料を一部改めた】

1-(1)-⑥ 電気通信市場における環境変化について(移動体通信市場の拡大、MVNOの進展)



我が国の電気通信市場においては、固定通信市場が縮小する中で、移動体通信市場の重要性が著しく高まっていることに加え、多種多様なMVNO(※)が参入し、多様なサービスが提供されている状況にある。

(※)Mobile Virtual Network Operatorの略。自らは周波数の割当てを受けることなく、移動通信事業者のネットワークを利用してサービス提供をする事業者





携帯電話の発展と今後の展開

モビリティ・通信品質等に優れた携帯電話系システムと、高速性・コスト面等で先行する無線LAN系の双方のシステムが各々発展してきており、両者の特色をとりこみつつ、新たな移動通信システムの検討が進展。



1-(1)-⑧ 携帯電話の普及



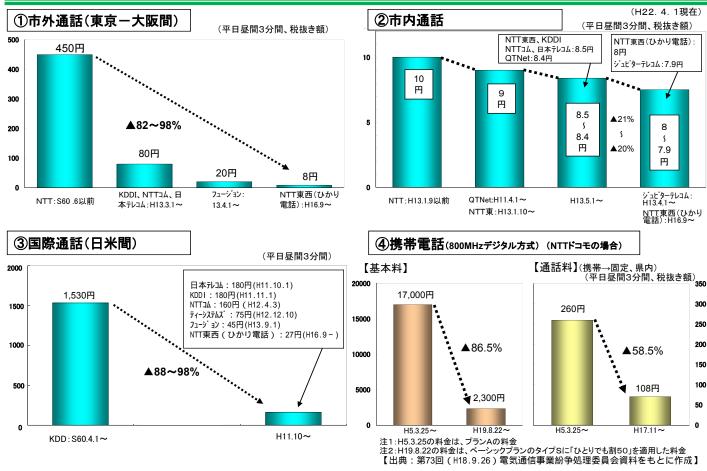
- ●携帯電話加入数は、平成19年12月に1億加入を超え、平成24年3月末で1億2.419万加入となった。
- ◆ 第3世代携帯電話の加入数は平成21年4月末時点で1億加入を超えた一方、第2世代携帯電話は、NTTドコモのPDC(平成24年3月末終了)を最後に終了した。
- 平成22年12月24日から、NTTドコモの第3.9世代携帯電話サービス(Xi(クロッシィ))が開始された。



注:本グラフでは、第3世代、第3.5世代及び第3.9世代携帯電話の合計を第3世代携帯電話として集計している。

1-(1)-9 料金の低廉化

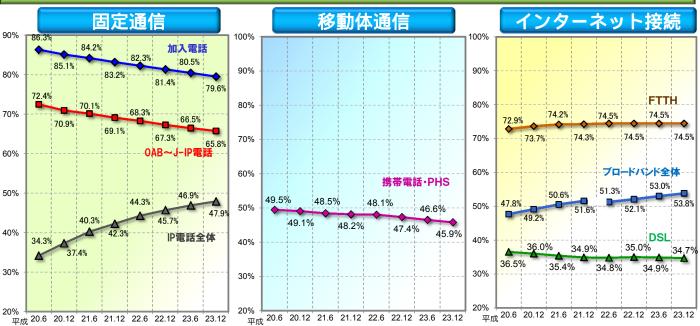




<u>1-(1)-⑩ NTT東西及びNTTドコモの市場シェアの推移</u>



- ●加入電話(NTT東西加入電話、直収電話、OAB~J―IP電話、CATV電話)におけるNTT東西のシェアは減少 しているが、IP電話全体(OAB~J―IP電話、050―IP電話)においてはシェアを伸ばしている。
- ●携帯電話・PHSにおけるNTTドコモのシェアは5割を切っている。
- ブロードバンド全体におけるNTT東西のシェアは増加傾向が続いているが、FTTH及びDSLにおいては概ね横 ばいとなっている。



注:OAB~J-IP電話及びIP電話全体は利用番号数、 その他は契約数のシェア 注1:ブロードパンド全体とはDSL、FTTH、CATVインターネットをいう。 注2:一部の事業者より契約数について集計方法の変更が報告された ため、平成22年6月末のブロードパンド全体について、前期との間

【出典:総務省報道資料(電気通信事業サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表)をもとに作成】 で変動が生じている。



- 固定電話、中継電話(県外)、050-IP電話、移動体通信、FTTH、ADSL、専用サービスは、市場集中度が3000を超えており、集 中度が非常に高いと言える。
- NTTグループのシェアは、050-IP電話、移動体通信、ADSL、CATVインターネット、ISPを除きいずれも5割を超えている。

AT L-b	画定市場	10年度の評価結果		
領域	(部分市場を含む)	市場集中度(HHI)	NTTグループのシェア	
	固定電話 (NTT加入電話、直収電話、CATV電話、 OAB~J—IP電話)	6643	80. 8%	
		市内 2228	市内 74. 2%	
固定電話		県内市外 2134	県内市外 72.7%	
	中継電話	県外 3278	県外 71.9%	
		国際 2715	国際 66.5%	
	050-IP電話	3182	37. 9%	
移動体通信	携帯電話・PHS	3386	47. 1%	
	ブロードバンド	2994	52. 5%	
	FTTH	5703	74. 4%	
インターネット 接続	ADSL	3258	34. 9%	
1女 紀	CATVインターネット	2581	-	
	ISP	1289	28. 7%	
法人向けネット	WANサービス	2308	67. 4%	
ワークサービス	専用サービス	8451	91. 9%	

^() HHI(ハーフィンダール・ハーシュマン指数: Herfindahl-Hirschman Index)は、市場の独占度合いを測定する指標の一つ。各事業者が市場で有するシェアを自乗し、それを加算して算出する。 HHIは各事業者のシェアを自乗して加算するため、シェアの大きな事業者のシェア変動が大きく影響する。逆に、シェアの小さな事業者のシェア変動の影響は小さい。 小規模な事業者の情報を欠いても、指標の有効性が損なわれにくい という特長がある。

【出典:電気通信事業分野における競争状況の評価2010 (H23.9.7公表)をもとに作成】

1-(1)-(1) 我が国の電波利用の変遷 ~無線局数及び主な利用の推移~



1950年 公共利用(放送、船舶・ 航空による保安通信、

1985年

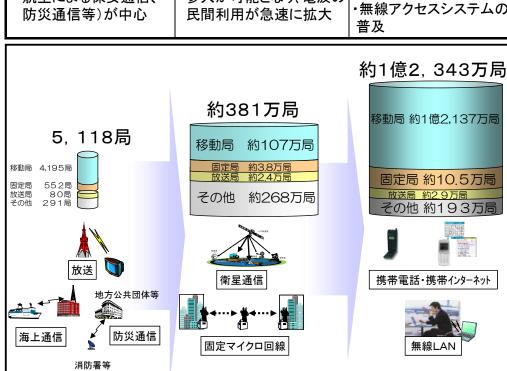
電気通信事業への民間 参入が可能となり、電波の 2011年

・携帯電話1億加入超。2 Gがサービス終了(2012.3)

無線アクセスシステムの 普及

後

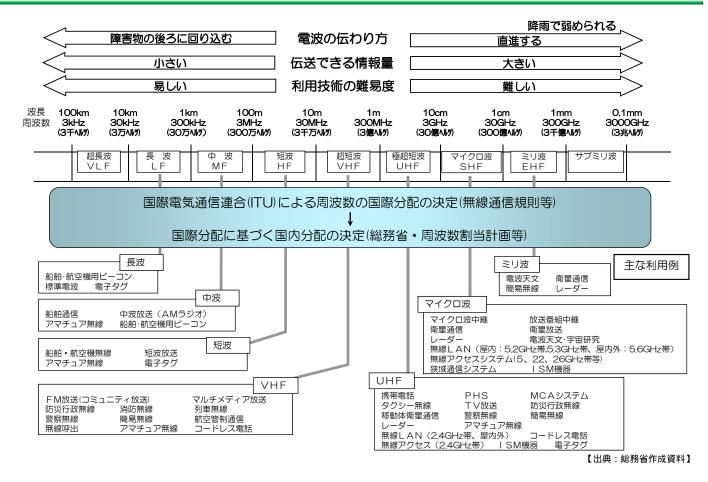
ユビキタスネット社会に における多様な電波利 **'用(**新たな電波利用 ニーズの拡大)





⁽注1)「市場集中度(HHI)」の算出に当たっては、全国レベルではNTT東西を1社とみなし、その他のNTTグループの会社は別会社とみなしている(ただし、ブロードバンドにおいては、ソフトバンクグループ、J:COMグ ループ、JCNグループ及び電力系事業者を、FTTHにおいては電力系事業者を、CATVインターネットにおいては、J. COMグループ、JCNグループを、ISPにおいてはソフィング・フグループをそれぞれ、1社とみなしている)。「NTTグループのシェア」のうち、050 - IP電話はNTTコミュニケーションズ、携帯電話・PHSはNTTドコモ、ADSL・FTTHはNTT東西のシェア。なお、専用サービスは10年3月時点のデータ。
(注2) 表中の矢印は対前年度比の増減を表す(HHIについては100、シェアについては1ポイントで上下を表している。)。





1 電気通信事業等の動向

(2) 接続料の動向



接続料算定方法の一覧

算定方式		算定概要	主な対象機能
長期増分費用方式 (LRIC)		・仮想的に構築された最も効率的なネットワークの費用 に基づき算定	電話網 (加入者交換機能、中継交換機能等)PHS基地局回線
	将来原価 方式	新規かつ相当の需要増加が見込まれるサービスに係る設備に適用原則5年以内の予測需要・費用に基づき算定	NGN (収容局接続機能、IGS接続機能、中継局接続 機能、イーサネット接続機能) か加入者回線(光ファイバ)
実際費用方式	実績原価方式	・前年度の実績需要・費用に基づき算定 ・直近の実績に基づき接続料を算定した上で、適用年度 実績との乖離分については「調整額」として次期接続料 原価に算入	加入者回線(銅線)中継光ファイバ回線専用線公衆電話 等
小売マイナス方式 (キャリアズレート)		・小売料金から営業費相当分を控除したものを接続料とする	・ISDN加入者回線(INS1500) ・専用線

【出典:情報通信審議会 電気通信事業政策部会 接続政策委員会(第12回)参考資料を一部改めた】

1-(2)-② 接続料金のしくみ(ぶつ切り料金とエンドエンド料金)



電気通信事業法の施行当初、新規事業者が電話事業に参入する場合には、NTTの市内電話網と接続し、両者それぞれのサービス提供区間において個別に利用者料金を設定していた(いわゆる「ぶつ切り料金」)。 1991年、郵政省(当時)が、新規事業者に料金設定の自由度を与え料金の多様化を促す観点から、NTTに対

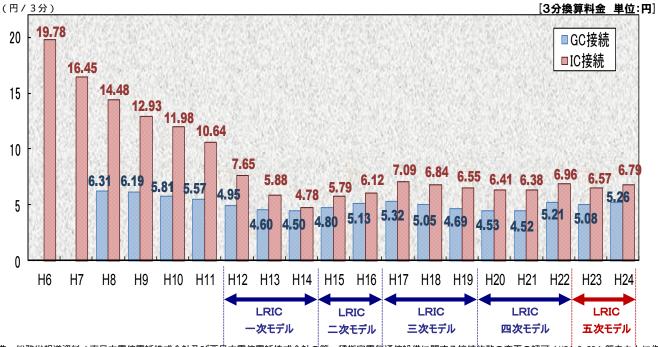
1991年、郵政省(当時)が、新規事業者に料金設定の自由度を与え料金の多様化を促す観点から、NTTに対して行政指導を行った。これを受け、NTTは自らのサービス提供区間に係る料金を事業者間での精算料金である「接続料」として設定し、接続事業者から回収することとなった(いわゆる「エンドエンド料金」)。

いわゆる「ぶつ切り料金」 A社のサービス区間 B社のサービス区間 A社の利用者料金 B社の利用者料金 (A社が決定) (B社が決定) 利用者から収納 利用者から収納 いわゆる「エンドエンド料金」 A社のサービス区間 B社のサービス区間 接続料 (B社が決定) A·B全体の利用者料金 (A社が決定) (A社からB社に支払い) 利用者から収納

【出典:電気通信紛争処理委員会事務局作成資料】



- ◆ 現在、加入者交換機や中継交換機等に係る接続料算定には、独占的な地域通信網の非効率性を排除するため、長期増分費用(LRIC)方式が適用されている。
- ●平成24年度の接続料は、GC接続5.26円/3分、IC接続6.79円/3分となっている。



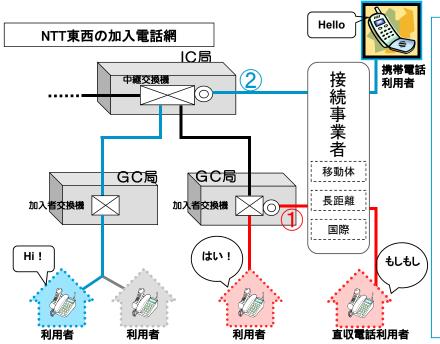
【出典:総務省報道資料(東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(H24.3.29)等をもとに作成】

1-(2)-④ 加入者交換機・中継交換機への接続



我が国の市内電話網は、NTT東西がほぼ独占的に保有しており、他の通信事業者が利用者に電話サービスを提供するには、事実上、NTT東西の市内電話網に接続することが不可欠である。

通信事業者が電話サービスを提供する際には、NTT東西と接続する形態として、加入者交換機への接続(GC接続①)や、中継交換機への接続(IC接続②)などがある。



接続事業者の利用者が、NTT東西の固定電話利用者に対して電話をかけた場合、接続事業者はNTT東西に対して、相応の接続料を支払う。

•GC(Group unit Center)接続料:

NTT東西以外の通信事業者が、NTT東西の固定電話網と加入者交換機で相互接続する際(図①)に支払う接続料。

(平成24年度接続料 5.26円/3分)

• I C(Intrazone tandem Center)接続料:

NTT東西以外の通信事業者が、NTT東西の固定電話網と中継交換機で相互接続する際(図②)に支払う接続料。

(平成24年度接続料 6.79円/3分)

【出典:情報通信審議会 電気通信事業政策部会 接続政策委員会(第12回)参考資料を一部改めた】



加入光ファイバについては、ブロードバンド普及促進に向け、今後も新規かつ相当の需要の増加が見込まれるサービスであることから、その接続料算定に当たっては、平成23年度から平成25年度までの3年間について、各年度ごとの需要と費用を予測して算定する将来原価方式を用いている。

光信号端末回線伝送機能の接続料

光信号端末回線伝送機能の接続料は、シングルスター方式で加入光ファイバを利用する場合に支払うこととなるもの。 **タイプ1**ー・

	22年度	23年度	24年度	25年度
NTT東日本	4,610円	4,194円	3,403円	3,380円
NTT西日本	4,932円	4,784円	4,357円	3,426円

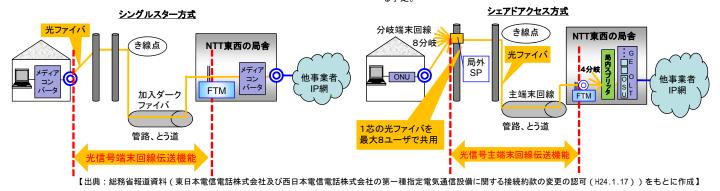
- 注1:1芯当たりの月額料金。
- 注2:上記のほかに、回線管理運営費(東51円、西60円(H24年度。実績原価方式により算定)が必要。
- 注3:H25年度接続料については、次年度以降乖離額(H23年度分)の調整が行われる 予定。

光信号主端末回線伝送機能の接続料

光信号主端末回線伝送機能の接続料は、シェアドアクセス方式で加入光ファイバを利用する場合に支払うこととなるもの。 **タイプ1**-1

	22年度	23年度	24年度	25年度
NTT東日本	4,179円	3,756円	3,013円	2,986円
NTT西日本	4,368円	4,298円	3,846円	3,055円

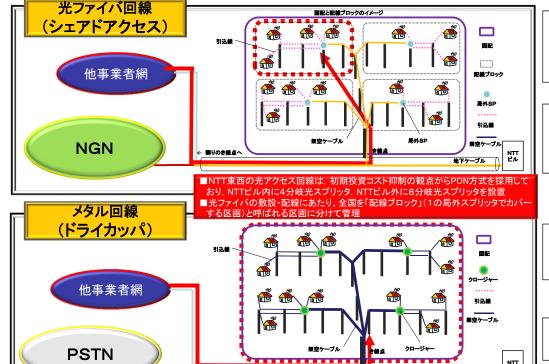
- 注1:1芯当たりの月額料金。
- 注2:上記のほかに光信号分岐端末回線加算料(東274円、西317円(H24年度。実績原価方式により算定))、1分岐端末回線毎に回線管理運営費(東51円、西60円(H24年度。実績原価方式により算定)が必要。
- 注3:H25年度接続料については、次年度以降乖離額(H23年度分)の調整が行われる予定。



1-(2)-⑥ アクセス回線におけるサービス競争の現状



光ファイバ回線(シェアドアクセス方式)は原則として配線ブロック単位、メタル回線(ドライカッパ方式)は固配単位での設備構築がなされている。



光ファイバ1芯あたり収容数 (局外スプリッタ単位)

8ユーザ

1配線ブロックあたりの平 均戸数

NTT東日本:約50 NTT西日本:約40

メタル回線1芯あたり収容数

1ユーザ

1固配あたりの平均戸数

NTT東西:約300

【出典:情報通信審議会電気通信事業政策部会 ブロードバンド普及促進のための競争政策委員会(第8回)参考資料】

地下ケーブル



- NGNは、サービス開始から日が浅く今後相当の需要の増加が見込まれるサービスであることから、NGNの平成24年度接続料については、将来原価方式にて算定することとしている。
- NGNの需要については、今後の新サービスの登場等によりトラヒックが大きく変更する可能性が高いことから、平成24年度の1年間を算定期間としている。
- 具体的には、平成22年度の接続会計におけるNGN設備の費用をベースに、フレッツ光ネクストのユーザ数等に応じた設備構築実績を踏まえて予測した平成24年度の取得固定資産価額の伸び率等を考慮した上で、各費用の算定等を行っている。

	収容局接続機能 【装置・月】				中継局接続機能 【10Gポート・月】	
	平成24年度	平成23年度	平成24年度	平成23年度	平成24年度	平成23年度
N T T 東日本	145.4万円 (1.0%)	146.9万円	4.58円 (8.4%)	5.00円	527.1万円 (2.7%)	541.7万円
N T T 西日本	192.6万円 (11.6%)	217.8万円	5.33円 (7.0%)	5.73円	470.8万円 (28.0%)	654.2万円

中継系交換機能に係る平成23年度接続料(3分当たり0.41円)を含む。

()内の数字は平成23年度接続料に対する増減額

イーサネットサービス

【出典:東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(H24.1.17申請)をもとに作成】

1-(2)-⑧ NGNで提供されているユーザ向けサービス



- QoSサービスとして、高品質のひかり電話・テレビ電話・データコネクト及びマルチキャスト等のコンテンツ配信のファービスを提供。
- ベストエフォートサービス及びQoSサービスの標準品質でのひかり電話・テレビ電話の通話料金は、従来と同程度の料金水準。
- 上記以外のQoSサービスについては、利用しやすい料金となるよう設定。

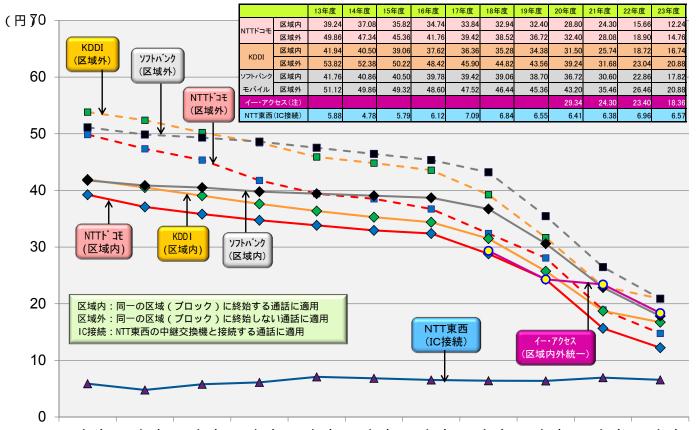


【出典:情報通信審議会電気通信事業政策部会 ブロードバンド普及促進のための競争政策委員会(第1回)参考資料】

イーサ(県内・県間とも)

1-(2)-9 携帯電話に係る接続料(3分換算)の推移





13年度 14年度 15年度 16年度 17年度 18年度 19年度 20年度 21年度 22年度 23年度

注:イー・アクセスとして掲載した平成20~22年度接続料はイー・モバイル(平成23年3月にイー・アクセスに吸収合併)の接続料

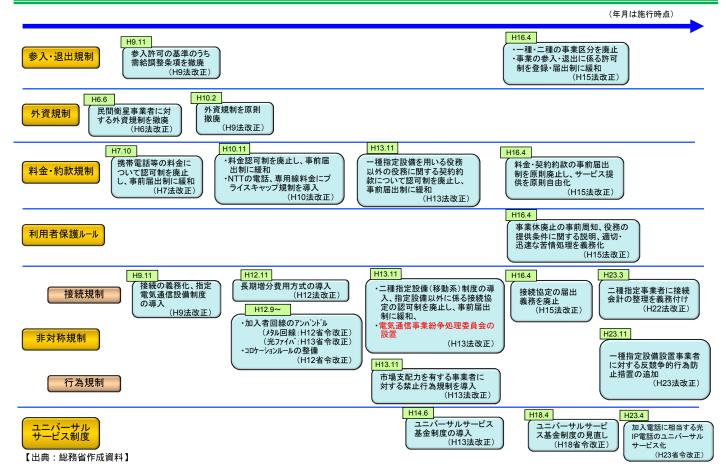
【出典:総務省作成資料】

1 電気通信事業等の動向

(3) 電気通信事業法及びNTT法の枠組み

1-(3)-(1) 電気通信事業に関する規律の変遷





1-(3)-② 現行の電気通信事業法による規律の概要



		電気通信事業者	第一種指定電気通信設備を 設置する電気通信事業者(固定系)	第二種指定電気通信設備を 設置する電気通信事業者(移動系)
	【参入】 登録 (①端末系伝送路設備の設置区域が同一市町村の区域を超える場合、または②中継系伝送路設備の設置区間が一の都道府県の区域を超える場合) と記以外の場合は届出 [退出] 事後届出 (利用者に対しては予め相当の期間をおいて周知が必要) 【外資規制】 なし (NTT持株に対しては3分の1の外資規制)			
		原則として自由 【基礎的電気通信役務(ユニバーサルサービス:国民生活 契約約款の作成、届出	こ不可欠であるためあまねく日本全国における提供が	が確保されるべき役務)】
料金	金•約款規制		【指定電気通信役務(1)】 保障契約約款の作成、届出 【特定電気通信役務(2)】 プライスキャップ規制(上限価格規制)	
利月	月者保護	事業休廃止の際の利用者に対する事前周知義務、電気通		する適切・迅速な処理義務
非対	接続規制	接続規制 電気通信回線設備を設置する全ての事業者に対し、接続請求応諾義務 ・接続約款の認可、公表 ・接続約款の認可、公表 ・接続会計の整理 ・接続会計の整理 ・接続会計の整理 ・適用事業者については、市場シェア		
非対称規制	行為規制			適用事業者については、市場シェア等も勘 案して個別に指定(NTTドコモを指定) 【禁止行為】
	ユニバーサルサービスの範囲】 加入電話又は加入電話に相当する光IP電話、公衆電話、緊急通報 [制度の仕組み] 適格電気通信事業者に対し、基礎的電気通信役務の提供に要する費用の額が基礎的電気通信役務の提供により生ずる収益の額を上回ると見込まれる場合に、その費用の一部に充てるための交付金を交付			

^(1)指定電気通信役務=第一種指定設備を用いて提供する役務であって、他の事業者による代替的な役務が十分に提供されない役務:NTT東西の加入電話・ISDN、専用線、Bフレッツ、 フレッツISDN、オフトーク等

^(2)特定電気通信役務=指定電気通信役務であって、利用者の利益に及ぼす影響が大きい役務:NTT東西の加入電話·ISDN(基本料、施設設置負担金、通話料・通信料、番号案内料)等 【出典:総務省作成資料をもとに作成】



	日本電信電話株式会社 (持株会社)	東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社 (地域会社)
目 的 (第1条)	◇東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社 による適切かつ安定的な電気通信役務の提供の確保を図 る。 ◇電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究を行う。	◇地域電気通信事業を経営する。
事 業 (第2条)	◇地域会社が発行する株式の引受け及び保有並びに当該株式の株主としての権利の行使 ◇地域会社に対する必要な助言、あっせんその他の援助 ◇電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究 等	◇地域(=同一の都道府県内)電気通信業務 ◇地域電気通信業務に附帯する業務(「附帯業務」) ◇総務大臣に届け出たうえで、地域会社の目的を達成する ために必要な業務(「目的達成業務」) ◇総務大臣に届け出たうえで、業務区域以外の区域における地域電気通信業務 ◇総務大臣に届出たうえで、地域電気通信業務を営むため に保有する設備・技術又はその職員を活用して行う電気通信業務その他の業務(「活用業務」)
責 務 (第3条)	◇国民生活に不可欠な電話の役務のあまねく日本全国におけ ◇電気通信技術に関する研究の推進及びその成果の普及	ける適切、公平かつ安定的な提供の確保
株 式 (第4条~ 第7条)	◇3分の1以上の政府保有義務 ◇3分の1までの外資規制 ◇政府保有株式の処分制限	◇全ての株式を日本電信電話株式会社が保有
役員等 (第10条~ 第12条)	◇役員選任決議認可、外国人役員の禁止◇定款変更・合併等の決議認可、剰余金処分決議認可◇事業計画認可	◇外国人役員の禁止 ◇定款変更·合併等の決議認可 ◇事業計画認可

【出典:総務省作成資料】

1-(3)-④ 接続義務・接続拒否事由



◎接続義務

電気通信事業では、各事業者のネットワークを様々な形で相互接続することによって、利用者が多様なサービスを享受できることから、ネットワークを保有している全ての事業者に対して、以下のような場合(接続拒否事由)を除き、他事業者からの接続の請求に応諾しなければならないとされている。(電気通信事業法第32条)

電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき

(法第32条第1号)

(例)

- ✓ <u>電気通信設備を損傷</u>し、又はその機能に障害を与えるおそれがあるとき(逐条解説)
- ✓ 請求された接続により、請求を受けた者の提供 する電気通信役務について適切な品質の保持 が困難となるとき(逐条解説)
- ✓ MNOがMVNOの接続の申込みに応じることにより、当該MVNOのシステムが当該MNOの HLR等のシステムを損傷するおそれがあると認められる合理的な理由が存在する場合(MVNO事業化ガイドライン)
- ✓ MNOがMVNOへ課金情報を提供する際に、 当該MNOの利用者の個人情報等が当該MV NOから外部に流出するおそれがあると認めら れる合理的な理由が存在する場合(MVNO事 業化ガイドライン)
- ✓ MNOがMVNOの接続の申込みに応じる結果、当該MNOにおける周波数の不足等により 当該MNOの利用者への電気通信役務の円滑な提供に支障を来すおそれがあると認められる 合理的な理由が存在する場合(MVNO事業化 ガイドライン)

電気通信事業者の利益を不当に害するおそれがあるとき

(法第32条第2号)

(例)

- ✓ 請求者の役務と需要を共通としているため、請求を受けた者において電気通信回線設備の保持が経営上困難になる等、経営に著しい支障が生じるとき(逐条解説)
- ✓ 接続を拒否するためには、客観的な事実 に基づいて、当該接続により相当程度の 利益の損失が発生することを合理的に説 明できなければならない(電気通信事業 紛争処理委員会答申(平成22年7月8 日))

その他、総務省令で定める正当な理由 があるとき

(法第32条第3号)

(例)

✓ 請求者の運転資本等や、期待される短期的な収益、予定される資金調達を考慮しても、請求者が接続に関し負担すべき金額や、接続に関し負担すべき金額の支払いを怠るおそれを払拭するための預託金の金額を支払うことができると判断することはできない場合は、接続指す事由にあたる(電気通信事業紛争処理委員会答申(平成22年7月8日))

接続に応ずるための電気通信回線設備の設置又は改修 が技術的又は経済的に著しく困難であるとき (施行規則第23条2号)

(例)

✓ MVNOが申し込んだ接続形態を実現するためにMN O側において要するシステム改修等の程度が著しく過 大であり、当該システム改修に要する費用の回収が見 込めないと認められる合理的な理由が存在する場合 (MVNO事業化ガイドライン)



いわゆる「市場支配力を有する電気通信事業者」(※)による他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすおそれがある行為を類型化し、禁止している。

なお、禁止行為の具体例については、「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」に列挙・公表。

()第一種指定電気通信設備(固定系)を設置する事業者(NTT東日本、NTT西日本を指定) 第二種指定電気通信設備(移動系)を設置する事業者のうち、市場シェア等を勘案して個別に指定(NTTドコモを指定)

○ 禁止行為の3類型とその具体例

【法第30条第3項第1号】	【具体例】
接続の業務に関して知り得た情報の目	他の電気通信事業者との接続の業務に関して知り得た情報を、当該情報の本来
的外利用・提供	の利用目的を超えて社内の他部門又は自己の関係事業者等へ提供するような行為
【法第30条第3項第2号】 電気通信業務についての特定の電気通 信事業者に対する不当に優先的な取扱 い・利益付与又は不当に不利な取扱 い・不利益付与	【具体例】 優先接続(マイライン)等における利用者登録作業についての不公平な取扱い自己の関係事業者のネットワークを利用した通話のみについての割引サービス等の設定自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供自己の関係事業者と一体となった排他的な業務自己の関係事業者に対する料金等の提供条件についての有利な取扱い特定の電気通信事業者のみに対して基本料請求代行を認めること自己の関係事業者に対する卸電気通信役務の提供に関する有利な取扱いプラウザフォンサービスにおける不公平なポータルサービス利用条件の設定等
【法第30条第3項第3号】	【具体例】
他の電気通信事業者、電気通信設備の	他の電気通信事業者の提供する電気通信役務の内容等の制限
製造業者・販売業者の業務に対する不	コンテンツプロバイダーに対する不当な規律・干渉
当な規律・干渉	電気通信設備の製造業者・販売業者の業務に対する不当な規律・干渉

【出典:第7回(H19.5.25)新しい競争ルールの在り方に関する作業部会資料】

1 電気通信事業等の動向

(4) 指定電気通信設備制度



第一種指定電気通信設備制度(固定系)

指定要件

都道府県ごとに 50%超のシェアを占める加入者回線を有すること

NTT東西を指定(98年)

指定対象設備

加入者回線及びこれと一体として設置される電気通信設備 であって、他の電気通信事業者との接続が利用者の利便の 向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に欠くことが できない電気通信設備

第一種指定電気通信設備を設置する者に対する規制

接続関連規制

■接続約款(接続料・接続条件)の認可制

■接続会計の整理義務

■網機能提供計画の届出・公表義務

指定電気通信役務 (第一種指定電気通信設備により提供される役務であって、他の事業者による代替的

利用者料金 関連規制

特定電気通信役務 (指定電気通信役務のうち、利用者の利 益に及ぼす影響が大きいもの)

なサービスが十分に提供されないもの)

■プライスキャップ規制

行為規制

- ■特定業務以外への情報流用の禁止
- ■各事業者の公平な取扱い
- ■設備製造業者・販売業者の公平な取扱い
- ■特定関係事業者との間のファイアウォール

■電気通信 事業会計の 整理義務

■契約約款の届出制 ■電気通信事業会計の

整理義務

第二種指定電気通信設備制度(移動系)

業務区域ごとに 25%超のシェアを占める端末設備を有すること

NTTドコモ(02年)、KDDI(05年)・沖縄セルラー(02年)を指定

基地局回線及び移動体通信役務を提供するために設置さ れる電気通信設備であって、他の電気通信事業者との適 正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備

第二種指定電気通信設備を設置する者に対する規制

■接続約款(接続料・接続条件)の届出制

■接続会計の整理義務

更に、収益ベースのシェアが25%を超える場合に 個別に指定された者に対する規制

NTTドコモ(02年)を指定

- ■特定業務以外への情報流用の禁止
- ■各事業者の公平な取扱い
- ■設備製造業者・販売業者の公平な取扱い

■電気通信 事業会計の

整理義務 【出典:総務省作成資料をもとに作成】

1-(4)-② 指定電気通信設備の範囲



- 現行制度は、オープン化の対象となる具体的な設備を、実現される機能を念頭に置きつつ指定。
- 平成20年7月7日、NGN及びひかり電話網を第一種指定電気通信設備の対象とした。
- ◇ 平成22年1月8日、戸建て向け光信号用の屋内配線設備を第一種指定電気通信設備の対象とした。

第一種指定電気通信設備の指定内容

第二種指定電気通信設備の指定内容

- 1. 固定端末系伝送路設備(加入者側終端装置、主配線盤等を含む)
- 2. 第一種指定端末系交換等設備及び第一種指定中継系交換等設備
- -ただし、以下の設備を除く
- 3. 第一種市内伝送路設備及び第一種指定中継系伝送路設備
- 4 信号用伝送路設備及び信号用中継交換機
- 5 SIPサーバ
- 6 番号案内に用いられる番号案内データベース、サービス制御(統括)局
- 7. PHS事業者との接続に用いるPHS加入者モジュール及び端末認証用のサービス制御 (統括)局
- 8. 公衆電話機及びこれに付随する設備
- 9. 番号案内又は手動通信に用いられる交換機、案内台装置及び伝送路設備
- 10. 相互接続点までの伝送路設備

- 1. 特定移動端末設備と接続される伝送路設備を直接収容するもの(第二種指 定端末系交換設備)
- 交 2. 第二種指定端末系交換設備以外の交換設備であって業務区域内における 換 特定移動端末設備との通信を行うもの(第二種指定中継系交換設備) 設 ルータにあっては、ルータを設置する電気通信事業者が提供するインター 備 ネット接続サービスに用いられるもののうち、当該インターネット接続サービス に用いられる顧客のデータベースへの振り分け機能を有するものは除く。
 - 3. 第二種指定中継交換設備の交換設備相互間に設置される伝送路設備
- 4. 特定移動端末設備へ電波を送り、又は特定移動端末設備から電波を受け 伝 る無線局の無線設備(第二種指定端末系無線基地局) 浂
- 路 5. 第二種指定端末系無線基地局と、第二種指定端末系交換設備が設置され 設 ている建物(第二種指定端末系交換局)との間に設置される伝送路設備
 - 6. 第二種指定端末系交換局と、第二種指定中継系交換設備が設置されてい る建物との間に設置される伝送路設備
 - 7. 信号用伝送路設備及び信号用中継交換機
- 8. 携帯電話の端末の認証等を行うために用いられるサービス制御局 の
 - 9. 他の電気通信事業者の電気通信設備と1.~8. に掲げる電気通信設備との 間に設置される伝送路設備 (3.~8.に掲げるものを除く。)

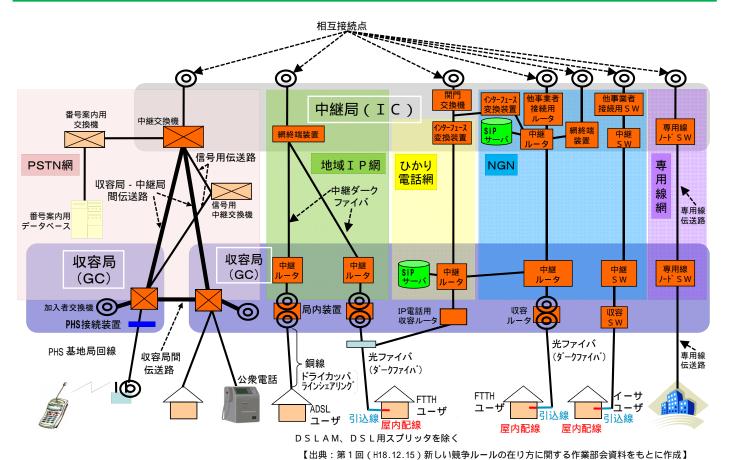
【出典:第7回(H19.5.25)新しい競争ルールの在り方に関する作業部会資料をもとに作成】

備

そ

什







区分	内容	
■接続約款の作成・認可(第2項)、公表 (第11項)	 ▶接続料、接続箇所における技術的条件等の接続条件について接続約款を定め、認可を受けること(新たに指定された設備については3か月以内に認可申請(第16項))。接続約款を変更する場合も同様。 【認可の要件(第4項)】 □標準的な技術箇所における技術的条件、機能ごとの接続料、事業者間の責任に関する事項等が適正・明確に定められていること □接続料が能率的な経営の下における適正な原価を算定するものとして接続料規則で定める方法により算定された原価に照らし公正妥当なものであること 	
	加入者交換機能等の接続料☞原価は長期増分費用方式(LRIC)により算定 □接続条件が、第一種指定電気通信設備に自己の電気通信設備を接続することとした場合 の条件に比して不利なものでないこと □特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと ト認可接続約款の実施の日から営業所その他の事業所において閲覧に供するとともに、	
	インターネットにより公表すること。	
■接続約款の届出(第7項)	▶接続約款の条件のうち、付加的な機能の接続料等一定の軽微な事項については、その実施前(新たに指定された設備については3か月以内(第17項))に届出を行うこと。	
■接続約款の変更認可申請命令(第6項) ■変更命令(第8項)	►公共の利益の増進に支障があると認めるときは接続約款の変更認可申請命令(届出約款の場合は変更命令)が可能。	
■認可接続約款等に基づく接続協定の 締結(第9項)	▶原則として、認可接続約款に基づき接続協定を締結すること。▶認可接続約款等により難い特別な事情があるときは、認可を受けて接続約款等に基づかない接続協定を締結することができる。(第10項)	
■通信量等の記録(第12項)	▶接続料規則で定める機能ごとに通信量、回線数等を記録すること	
■接続会計の整理・公表(第13項)	▶接続会計規則により接続会計を整理し、接続に関する収支状況等について公表すること。	
■接続料の再計算義務(第14項)	▶LRICによる接続料については接続約款認可後5年以内(現行接続料規則上1年ごと)に、それ以外の接続料については毎事業年度の接続会計を整理したときに、それぞれ接続料を再計算すること。	
■接続に必要な情報の提供の努力義務 (第15項)	▶第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要な情報の提供に努めること。	

1-(4)-④ 第一種指定電気通信設備との接続に関する規律(電気通信事業法第33条)



電気通信事業法第33条第4項第1号

- ■標準的な接続箇所における技術的条件
- 機能ごとの接続料
- 事業者間の責任に関する事項
- ■電気通信役務に関する料金を定める電 気通信事業者の別
- ■その他第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要なものとして 総務省令で定める事項

電気通信事業法施行規則第23条の4第2項

- 他事業者が接続の請求等を行う場合の手続
- 建物・管路・とう道・電柱へのコロケーションに係る事項
- 図 他事業者がコロケーション可能な空きスペースに関する情報開示を受けるための手続 図 他事業者がNTT東西に対しコロケーションを請求し回答を受ける手続 (他事業者による当該請求に係る建物への立入りの手続を含む。)
- 他事業者が工事/保守を行う場合の手続
- 図 NTT東西が工事/保守を行う場合に他事業者が立会う手続
- 図 コロケーションの請求からその実現までに要する標準的期間(調査申込~設置工事)
- 図 NTT東西が設置する建物等の場所に関して他事業者が負担すべき金額
 - (正味固定資産価額を基礎として接続料原価の算定方法に準じて算定)
- 図 他事業者のコロケーション設備についてNTT東西が工事/保守を請け負う場合に他事業者が負担すべき金額 等
- 他事業者が現存するNTT東西の屋内配線を利用する際の条件等
- 図 他事業者が現存するNTT東西の屋内配線に関し工事を行う場合の手続 図他事業者が負担すべき金額 等
- NTT東西が第一種指定電気通信設備との接続に係る業務を行う場合の費用 (能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当な金額)
- NTT東西及び他事業者が利用者に対して負うべき責任に関する事項
- 重要通信の取扱方法
- 協議が調わない場合のあっせん又は仲裁による解決方法

【出典:第1回(H18.12.15)新しい競争ルールの在り方に関する作業部会資料をもとに作成】

1-(4)-⑥ コロケーションルールの概要



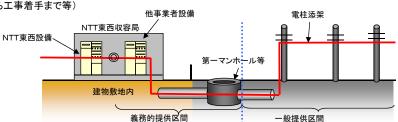
「コロケーション」とは、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の建物等において、接続事業者が接続に必要な装置を設置することをいう。

- コロケーションに関する手続等について以下のことをNTT東西の接続約款に記載。(電気通信事業法施行規則第23条の4第2項第2号)
- ① コロケーションの空き場所等(スペース、MDF端子、受電電力容量及び発電電力容量)に関する情報開示
- ② コロケーションの調査申込みに対する回答を受ける手続の設定
- ③ 接続事業者が自前工事・保守を行う場合及び当該建物へ立ち入る場合の手続の設定
- ④ 標準的期間の設定(調査申込みから回答まで、設置申込みから工事着手まで等)
- ⑤ コロケーション設備についてNTT東西が工事・保守を請け負う 場合に他事業者が負担すべき金額

コロケーションの義務がある区間

通信用建物、その通信用建物から工事可能なもっとも近いマンホール等までの間の管路又はとう道並びに接続を行うために必要な電柱

コロケーションルールの整備



97年11月	接続約款にコロケーションの条件を規定。
99年8月	接続約款の認可申請の際、コロケーションの在り方について検討を行う旨の電気通信審議会(当時)からの答申を受け、「コロケーションが必要な装置かどうかは接続事業者側の判断を基本として合理的な範囲内で決すること」とした。
00年9月	コロケーションの需要が高まるにつれ、更なるルール整備の必要性が認識され、コロケーションに係る以下の事項を接続約款に規定。 コロケーションに関する手続(情報開示、請求から回答までの手続、接続事業者が自ら工事及び保守する場合の手続) 標準的処理期間 工事保守費用
00年12月	接続約款の認可申請の際の電気通信審議会の答申による要望事項を受けて、以下の事項を接続約款に規定。 ・ 各通信用建物に空き場所があるかどうかの情報を無償で提供 ・ 空き場所がない場合は立ち入りを受け入れること 等
01年12月	特定事業者によるコロケーションスペースの大量保留により、他事業者のコロケーションスペースの確保が困難となるビルが生じたこと等から、コロケーションスペースの保留期間の短縮化等について接続約款に規定。
02年3月	コロケーションのためのリソース(スペース、電力容量、MDF端子)が枯渇しているビルにおける配分上限値の設定を接続約款に規定。
03年5月	コロケーション申込み後の保留解除における違約金を接続約款に規定。
07年10月	接続を行うために必要な電柱におけるコロケーション手続及び金額を接続約款に規定。
-	



(背景)

- 近年、電気通信事業者の経営破綻等により、当該事業者と接続等を行っている事業者が接続料等の債権を 回収できなくなる事案等が発生。
- 債務の支払いを怠るおそれがある場合には、あらかじめ預託金の預入れ等の債権保全措置を講じることで接続停止や損失の回避が可能。
- しかし、預託金の水準如何によっては、新規参入阻害等の競争阻害要因となることが懸念。

こうした事情を踏まえ、

- ① 電気通信事業の適正かつ合理的な運営の確保
- ② 電気通信事業者間の公正な競争の確保
- との観点から、電気通信事業者が債権保全措置を講じる際の指針として「電気通信事業分野における事業者間接続等に係る債権保全措置に関するガイドライン」を策定(06年12月)。

(ガイドラインの内容)

- ✓ 債権保全の方式(預託金、債務保証等)
- ✓ 預託金の預入れ等の要否を判断するに当たって考慮すべき事項(過去の支払実績、財務状況等の客観的 指標によること)
- ✔ 預託金の水準(預託金、必要かつ最小限とすべき)
- ✔ その他(預託金等の返還、紛争処理手続等)

新競争促進プログラム2010の再改定(平成21年6月)による見直し

新競争促進プログラム2010の再改定(H21.6.26)において「NTT東西による債権保全措置の運用についての検証を契機として、利用者利益の確保・向上の観点から、電気通信事業分野における債権保全措置に関するガイドラインの見直しを含めた検討を行う。」とされ、記載内容の更なる明確化や内容の一層の充実を図るため、同ガイドラインの改正(H21.10.9)が行われた。

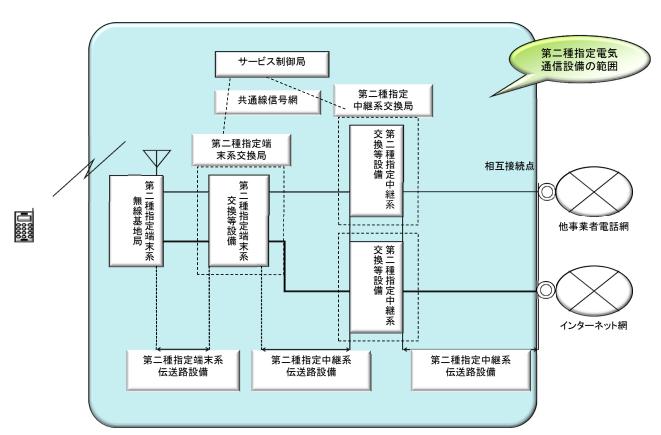
新放送法施行(平成23年6月) による最終改正

新放送法の施行により、あっせん又は仲裁の申請先である電気通信紛争処理委員会の名称が変更されたため、それに対応した一部改正を行った。

【出典:電気通信紛争処理委員会事務局作成資料】

1-(4)-(8) 第二種指定電気通信設備の範囲(概念図)





1-(4)-9 第二種指定電気通信設備との接続に関する規律(電気通信事業法第34条)



区分	内容
■接続約款の作成・事前届出(第2 項)	▶接続料、接続箇所における技術的条件等の接続条件について接続約款を定め、その実施前に届け出ること(新たに指定された設備については3か月以内に届出(第7項))。接続約款を変更する場合も同様。
	【接続約款に規定すべき事項(電気通信事業法施行規則第23条の9の3)】 □他の電気通信事業者の電気通信設備との接続箇所、接続箇所における技術的条件 □接続する電気通信設備の機能に係る取得すべき金額 □電気通信事業者間の責任に関する事項 □接続協定の締結及び解除の手続 □接続請求を受けた日から接続開始までの標準的期間 □利用者に対して負うべき責任に関する事項 □重要通信の取扱方法 □その他、他事業者の権利又は義務に重要な関係を有する電気通信設備の接続条件に関する事項 □他事業者との協議が調わない場合におけるあっせん又は仲裁による解決方法
■接続約款の公表(第5項)	▶届け出た接続約款の実施の日から営業所その他の事業所において閲覧に供するとともに、インターネットにより公表すること(電気通信事業法施行規則第23条の9の4による第23条の8の準用)。
■接続約款の変更命令(第3項)	【次の場合に接続約款の変更を命ずることが可能】 ▶接続箇所における技術的条件、電気通信事業者間の責任に関する事項、役務に関する料金を定める電気通信事業者の別が適正かつ明確に定められていないとき。 ▶接続料が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えるものであるとき。 ▶他の電気通信事業者に対し不当な条件を付すものであるとき。 ▶特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき。
■接続約款に基づく接続協定の締結 (第4項)	▶届け出た接続約款に基づき接続協定を締結すること。
■接続会計の整理・公表(第6項)	▶第二種指定電気通信設備接続会計規則により接続会計を整理し、接続に関する収支状況等について公表すること。

【出典:第1回(H18.12.15)新しい競争ルールの在り方に関する作業部会資料をもとに作成】

1-(4)-⑩ 第二種指定電気通信設備接続会計規則の制定



- ◆ 情報通信審議会答申「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」(平成21年10月16日)において、第二種指定電気通信設備を設置する事業者(NTTドコモ、KDDI、沖縄セルラーが該当。)に関し、接続料算定の透明性向上を図り、もって接続事業者の検証可能性を高める観点から、電気通信事業会計をベースとして、第二種指定電気通信設備を設置する事業者に対する新たな会計制度を導入することが適当とされ、これを受け、第176回国会において当該事業者に係る規制を定めた電気通信事業法の一部改正を含む放送法等の一部を改正する法律が成立(平成22年11月26日)。
- ◆ 改正により、第二種指定電気通信設備を設置する事業者は、総務省令で定めるところにより第二種指定電気通信設備との接続に関する会計を整理し、接続に関する収支の状況その他総務省令で定める事項を公表することとされた。
- 平成23年3月31日、総務省令(第二種指定電気通信設備接続会計規則)が制定され、平成22年度会計から適用されることとなった。

第二種指定電気通信設備接続会計規則の概要(主な規定内容)

1. 目的

第二種指定電気通信設備(二種指定設備)との接続に関する会計の整理の方法を定めるとともに、当該接続に関する収支の状況を明らかにし、もって二種指定設備を設置する事業者(二種指定事業者)が、二種指定設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、取得すべき金額の適正な算定に資することを目的とする。(第1条関係)

2. 会計の整理の方法

- (1) 勘定科目の分類については、電気通信事業会計規則の規定を準用する。(第4条関係)
- (2) 二種指定事業者は、次の書類を作成しなければならない。(第4条及び第5条関係)
 - ① 貸借対照表(電気通信事業会計規則を準用)、② 損益計算書(電気通信事業会計規則を準用)、③ 個別注記表(別表第一)、④ 移動電気通信役務収支表(別表第二)、⑤ 接続会計報告書(別表第三。内容として①~④を含む。)、⑥ 配賦整理書
- (3) 資産、負債、純資産、費用及び収益の整理の方法については、電気通信事業会計規則の規定を準用する。(第7条及び第8条関係)

3. 総務大臣への提出・公表

- (1) 二種指定事業者は、毎事業年度経過後3月以内に、上記2(2)⑤接続会計報告書及び⑥配賦整理書(接続会計報告書等)を総務大臣に提出 しなければならない。(第9条関係)
- (2) 二種指定事業者は、接続会計報告書等の写しを営業所等に備え置き、総務大臣に提出した日から5年間、公衆の縦覧に供するとともに、適切な方法により公表しなければならない。(第10条関係)

4. その他

- (1) 二種指定事業者は、接続会計財務諸表が適切に作成されていることについて、職業的に資格のある会計監査人による証明を得なければならない。(第11条関係)
- (2) 二種指定事業者は、会計記録を毎事業年度経過後5年間保存しなければならない。(第12条関係)

【出典:総務省作成資料をもとに作成】



- ◆ 接続ルール答申を受け、第二種指定電気通信設備との接続について、接続料の算定方法を明確化するとともに、アンバンドルの仕組み(通信 プラットフォーム機能も対象)を設けるため、平成22年3月「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」を策定・公表。
- ガイドラインは、二種指定事業者を対象としているが、二種指定事業者以外の携帯電話事業者についても、検証可能性に留意した上でガイドラインを踏まえた積極的な対応を行うことが適当としている。



【出典:総務省作成資料】

1-(4)-① MVNO事業化ガイドラインの概要



ガイドラインの策定(O2年5月)

■今後、急速な技術革新等を背景としてMVNOのビジネスモデルの多様化が期待されることを踏まえ、MVNOの関連法規(電気通信事業法及び 電波法)の適用関係の明確化を図ることを目的として、「MVNO事業化ガイドライン」を策定



ガイドラインの改定(07年2月)

- ■ガイドラインの対象とするMVNO等の事業範囲として、MVNE(Mobile Virtual Network Operator)についても定義
- ■MNOとMVNOの関係は、卸電気通信役務の提供又は事業者間接続のいずれの形態も可能である旨を明確化
- ■MNOが接続に応じる必要がない場合を具体的に列挙
- ■MNOとMVNOとの間の紛争処理手続(あっせん・仲裁・裁定等)について、具体的な手続を整理 等



ガイドラインの再改定(O8年5月)

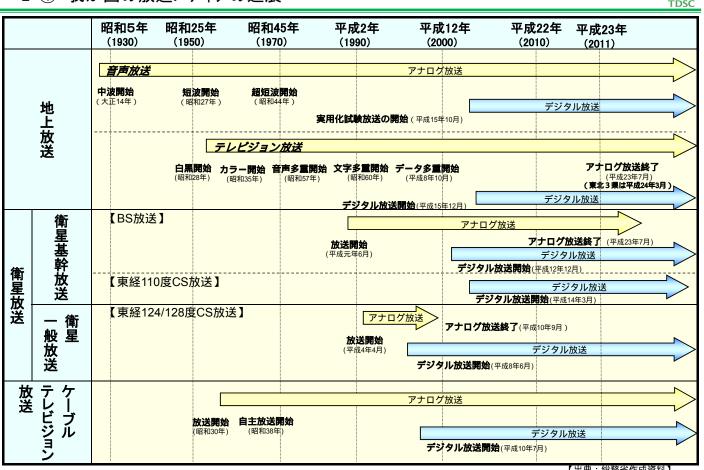
- ■MNOにおける卸電気通信役務に関する標準プラン(標準的なケースを想定した卸電気通信役務の料金その他の提供条件)の策定・公表が望ましい旨を明記
- ■日本通信とNTTドコモとの紛争事案に係る裁定(07年11月)を反映
 - ▶利用者料金の設定の帰属(エンドエンド料金又はぶつ切り料金のいずれも可能)
 - ▶接続料の課金方式(従量制課金方式のほか、帯域幅課金を採用することも可能)
- ■MNOにおけるMVNO向けの一元的な窓口(コンタクトポイント)の設置・公表が望ましい旨を明記
- ■MNOがMVNOから聴取する事業計画について、一般的に聴取に理由があると考えられる事項と一般的に聴取に理由がないと考えられる事項を例示 等

【出典:総務省作成資料】

2 放送事業の動向

2-① 我が国の放送メディアの進展





【出典:総務省作成資料】



平成22年度 放送メディア全体の収入 3兆7,842億円

地.	上放送		
	NHK		5,397億円(14.3%)
	在京キー局	5社	1兆1,001億円(29.1%)
	準キー局及び中京局	8社	3,513億円(9.3%)
	ローカル局	114社	6,905億円(18.2%)

徫	星放送					
		「 BS放送 ⁻	NHK		1,405億円(3.7%))
#	<mark>寺</mark> 別衛星放送⁻	送	民間放送事業者	11社	1,127億円(3.0%) 民間放送事業者	í
		東経110度	ECS放送	13社	520億円(1.4%)	
-	-般衛星放送	上記以外	の衛星放送	90社	2,539億円(6.7%) 110社 4,185億円	3

ケーブルテレビ放送

306社 5,437億円(14.4%)

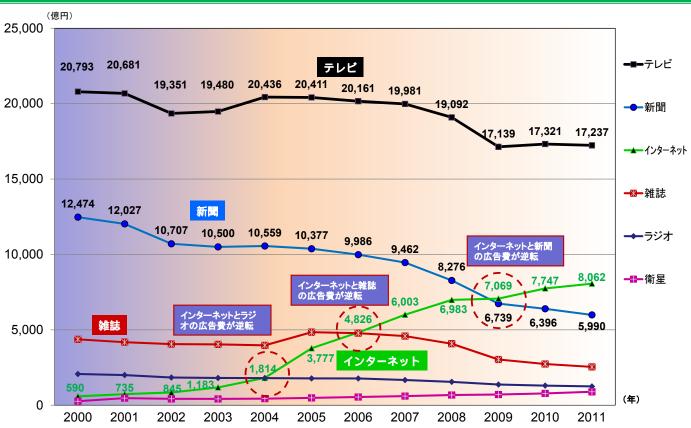
- 注1 括弧内の数字は、放送メディア全体に占める各媒体のシェア。小数点第2位を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。 注2 NHKを除く収入状況は、平成22年度までに開局した一般放送事業者の事業収支結果の報告に基づき、直近の決算期の収支状況を取りまとめたもの(決算期が3月末日以外の事業者についても、平成22年度内の決算期における収支状況を取りまとめている。)。

- 注3 地上放送のNHK分別(このいては、損益計算書(一般勘定)における経常事業収入から衛星放送に係る収入(衛星付加受信料)を差し引いて算出している。 注4 放送大学学園を除く。 注5 「ケーブルテレビ」は、自主放送を行う旧許可施設・営利法人のうちケーブル事業を主たる事業とする者306社(旧許可施設には、旧電気通信役務利用放送法の登録を受けた設備で旧有線テレビ ジョン放送法の旧許可施設と同等の放送方式のものを含む。)。

【出典:総務省作成資料】

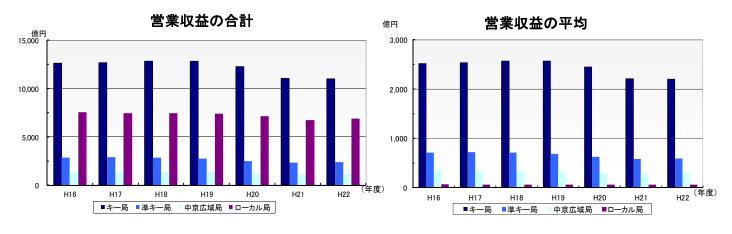
2-③ 各メディアの広告費の比較(金額)





- 注1 07年に05年まで遡って推定範囲の改訂を行っており、「雑誌」「インターネット」については、04年と05年は厳密には連続しない。
- 注2 衛星は衛星放送、CATV、文字放送等に投下された広告費





年度	ŧ	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
キー局	営業収益	12,611 (2,522)	12,672(2,534)	12,828(2,566)	12,859(2,572)	12,269(2,454)	11,068(2,214)	11,001(2,200)
(5局)	営業利益	947 (189)	864(173)	868(174)	613(123)	343(69)	343(69)	592(118)
準キー局	営業収益	2,853 (713)	2,871(718)	2,830(708)	2,723(681)	2,492(623)	2,328(582)	2,360(590)
(4局)	営業利益	204 (51)	170(43)	150(37)	53(13)	△38(△9)	66(17)	133(33)
中京広域局	営業収益	1,381 (345)	1,367(342)	1,316(329)	1,307(327)	1,207(302)	1,132(283)	1,153(288)
(4局)	営業利益	175 (44)	166(42)	131(33)	114(29)	62(16)	68(17)	108(27)
ローカル局	営業収益	7,530 (66)	7,445(65)	7,420(65)	7,375(65)	7,140(63)	6,743(59)	6,905(61)
(114局)	営業利益	829 (7)	659(6)	347(3)	177(2)	61(1)	108(1)	289(3)

単位:億円、()内は1社平均

【出典:総務省作成資料】

2-⑤ ケーブルテレビ事業者の収支状況(平成22年度)



- ケーブルテレビ事業全体の営業収益、営業費用は増加しており、営業損益は増益となった。
- ◆ 306社中250社(81.7%)が単年度黒字を計上。

注:自主放送を行う旧許可施設・営利法人のうち、ケーブルテレビ事業を主たる事業とする者306社(旧許可施設には、旧電気通信役務利用 放送法の登録を受けた設備で旧有線テレビジョン放送法の旧許可施設と同等の放送方式のものを含む。)について調査したもの。





【出典:総務省報道資料(平成22年度の民間放送事業者の収支状況(平成23年9月14日))をもとに作成】



- ◆ ケーブルテレビの加入世帯数は平成23年3月末で3,396万世帯、対前年度比4.1%の増加となった。
- ◆ ケーブルテレビの施設を有する事業者数は47,741事業者(対前年度比4.5%増)となっている。



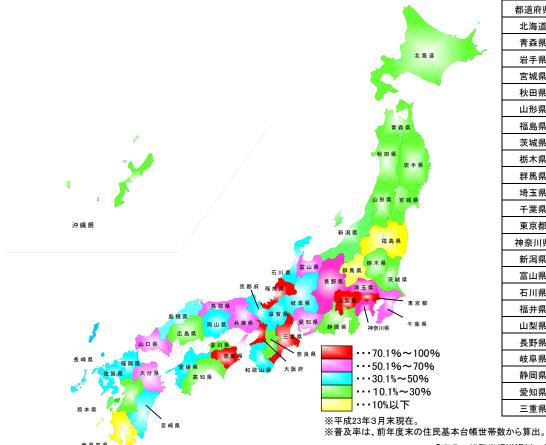
ケーブルテレビの施設を有する事業者数

区	分	21年度	22年度	増減数	増減率
ケーブル・	テレビ全体	45,695	47,741	2,046	4.5%
	許可施設 [501端子以上]	535	521	-14	-2.6%
自主放送を 行 う もの	届出施設 [500端子以下]	140	125	-15	-10.7%
	小 計	675	646	-29	-4.3%
	許可施設 [501端子以上]	536	565	29	5.4%
再送信のみを行うもの	届出施設 [51端子以上 500端子以下]	18,803	18,934	131	0.7%
	小規模施設 [50端子以下]	25,681	27,596	1,915	7.5%
	小 計	45,020	47,095	2,075	4.6%

【出典:総務省報道資料(ケーブルテレビの現状(H23.6))をもとに作成】

2-⑦ 各都道府県におけるケーブルテレビの普及率について





都道府県	普及率	都道府県	普及率
北海道	17.8%	滋賀県	31.4%
青森県	12.2%	京都府	31.5%
岩手県	16.3%	大阪府	84.1%
宮城県	23.0%	兵庫県	65.6%
秋田県	13.3%	奈良県	29.8%
山形県	15.3%	和歌山県	31.5%
福島県	1.3%	鳥取県	59.7%
茨城県	20.2%	島根県	48.1%
栃木県	20.5%	岡山県	34.1%
群馬県	9.7%	広島県	28.5%
埼玉県	54.3%	山口県	56.7%
千葉県	59.6%	徳島県	81.9%
東京都	75.1%	香川県	29.3%
神奈川県	68.3%	愛媛県	31.5%
新潟県	18.0%	高知県	22.6%
富山県	62.2%	福岡県	43.5%
石川県	43.1%	佐賀県	47.9%
福井県	70.7%	長崎県	34.3%
山梨県	81.6%	熊本県	20.9%
長野県	54.7%	大分県	59.4%
岐阜県	32.9%	宮崎県	39.5%
静岡県	27.4%	鹿児島県	5.5%
愛知県	59.3%	沖縄県	20.3%
三重県	78.4%	全国	48.8%

【出典:総務省報道資料(ケーブルテレビの現状(H23.6))】



放送対象地域の概念

放送対象地域とは、同一の放送番組の放送を同時に受信できることが相当と認められる一定の区域(放送法第91条第2項第2号)のことであり、その地域の自然的、経済的、社会的、文化的諸事情や周波数の効率的使用を考慮して、基幹放送普及計画において定める(放送法第91条第3項)。

放送対象地域の効果

(1) 放送対象地域ごとに放送系の数の目標を設定

放送の計画的な普及及び健全な発達を図るため、放送普及基本計画において、放送対象地域ごとに普及させる放送系の数の目標を設定。

(2) 放送対象地域内では、難視聴解消の義務又は努力義務

放送事業者は、放送対象地域内で、その放送があまねく受信できるように努めることとされている(NHKには、テレビジョン放送及び中波放送・超短波放送のいずれかが全国において受信できるように措置をすることが義務付け)。

放送対象地域の例

(1) 規定の仕方

- ① 放送の主体(NHK、放送大学学園、一般放送事業者)
- ② 放送の種類(テレビジョン放送、中波放送、超短波放送等)等に基づき設定

(2) 具体例 (地上テレビジョン放送)

① NHK

関東広域圏、関東広域圏にある県を除く各道府県

② 放送大学学園 関東広域圏

③ 一般放送事業者

広域圏:関東広域圏、近畿広域圏、中京広域圏 複数の県域:鳥取県及び島根県、岡山県及び香川県

その他:上記以外の各都道府県

【出典:総務省作成資料】

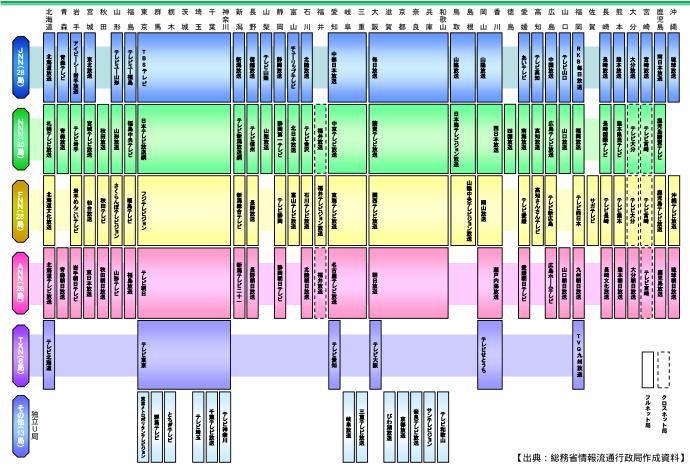
2-9 視聴可能な民間地上テレビジョン放送事業者数と放送対象地域



		"o
	都道府県数	
4事業者以上	33都道府県	
3事業者	9県	
2事業者以下	5県	
		関東広域圏: 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県の各区域を併せた区域 近畿広域圏: 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の各区域を併せた区域 中京広域圏: 岐阜県、愛知県及び三重県の各区域を併せた区域 岡山県及び香川県の各区域を併せた区域 鳥取県及び島根県の各区域を併せた区域

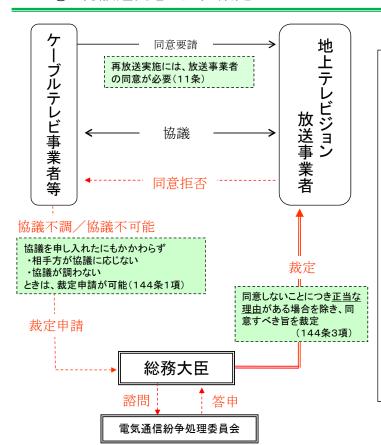
2-⑩ 民間地上テレビジョン放送事業者の番組系列(テレビジョン放送・127社)(平成24年4月1日現在)





2-① 再放送同意と大臣裁定





再放送ガイドライン(※)による「正当な理由」の解釈

- 1 放送番組の同一性やチャンネルイメージの確保に関わる次のいず れかの場合
 - ① 意に反して、放送番組が一部カットして有線放送される場合
 - ② 意に反して、異時再放送される場合
 - ③ 当該チャンネルで別の番組の有線放送を行い、基幹放送事業者 の放送番組か他の番組か混乱が生じる場合
 - ④ 有線テレビジョン放送事業者としての適格性に問題がある場合
 - ⑤ 良質な再放送が期待できない場合
- 2 放送対象地域以外の地域での再放送である場合には、基幹放送 事業者の「番組編集上の意図」である「放送の地域性に係る意図」 の侵害の程度が「受信者の利益」の程度との比較衡量において許 容範囲内(受忍限度内)にあるとは言えない場合
 - ○「地域間の関連性」については、通勤等の人の移動状況等地域間における交流状況等に基づき個別判断。
 - 少なくとも、放送対象地域の隣接市町村での再放送は、再放送の同意をしない「正当な理由」には該当しないこと等を例示。

(その他)

○ 地元放送事業者の経営に与える影響等は、地元同意の有無を 含め、「正当な理由」の判断に関して考慮されないこと。

※ 有線テレビジョン放送事業者による基幹放送事業者の地上基幹放送(テレビジョン放送に限る。)の再放送の同意に係る協議手続及び裁定における「正当な理由」の解釈に関するガイドライン

【出典:電気通信紛争処理委員会事務局作成資料】



	放送法に基づく大臣裁定	委員会によるあっせん	委員会による仲裁
紛争処理を 行う主体	・ 総務大臣 (電気通信紛争処理委員会に諮問)	・ 電気通信紛争処理委員会 (指名された1名以上のあっせ ん委員)	・ 電気通信紛争処理委員会 (指名された3名の仲裁委員)
申請の 手続/要件	・ ケーブルテレビ事業者等が申請できる。 ・ 放送法に規定される協議手続等の申請要件を満たすかどうか判断。	・ 紛争の当事者 (ケーブルテレビ事業者等と地上テレビジョン放送事業者)の一方からでも申請できる。 ・ 申請について委員会から通知し、相手方当事者が拒否しなければ手続きを進める。	・ 紛争の当事者の双方が申請する必要がある。 (双方が同時に申請する必要はなく、一方の申請の後、通知を受けて相手方当事者が申請することでも可)
判断基準	・ 同意をしない「正当な理由」がある場合を除き同意裁定。 ・ 「正当な理由」の解釈は、「再放送ガイドライン」による。	・ 特になし (強行法規・公序良俗に反しない範囲で当事者の合意形成を促す)	・ 判断基準や準拠法令を何にするか、は当事者の合意による。
手続終了・ 判断の効力	・ 裁定等により終了。 ・ 電波監理審議会への不服申立てが 可能。	・ 両当事者による協議での合意、 あっせん案の受諾、打ち切り等 により終了。	・ 仲裁判断、和解成立による申請取下げ等により終了。 ・ 仲裁判断は確定判決と同じ効力。

準拠法令をはじめ、仲裁の手続等については仲裁法を準用する。

【出典:電気通信紛争処理委員会事務局作成資料】

2-(3) 区域外再放送の問題



「区域外再放送」とは、A県を放送対象地域とする地上テレビジョン放送事業者の放送を、ケーブルテレビ事 業者が受信して、放送対象地域が異なるB県内の世帯に再放送すること。

(地上テレビジョン放送事業者の問題意識)

- B県において視聴できるチャンネル数が増加するため、B県の既存地上テレビジョン放送 事業者(Y)の視聴率を低下させるおそれがある。
- A県の地上テレビジョン放送事業者(X)はB県での再放送を念頭に置いていないため、 番組編集上の配慮ができない。



A県の地上テレビジョン放送事業者が区域外再放送に否定的 で紛争に発展することがある

